

令和7年度

市 税 概 要

小 田 原 市

目 次

第1章 総 括

1	沿革	1
2	小田原市行政機構図	2
3	税務機構、職員数及び税務事務分掌	4
4	令和7年度一般会計・特別会計・企業会計当初予算	5
5	令和7年度一般会計当初予算額及び構成比	6
6	市税当初予算額比較	6
7	年度別市税決算額(収入済額)	7
8	年度別市税収納状況	8
9	令和6年度市税決算額一覧表	10
10	市税(現年課税分)の推移(平成7年度以降)	12

第2章 賦 課

1	市 民 税	
(1)	令和7年度市民税の納税義務者に関する調	14
(2)	令和7年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調	15
(3)	令和7年度所得区分別所得割額調	16
(4)	令和7年度分に係る所得控除等の人員等に関する調	18
(5)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調	19
(6)	市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成7年度以降)	20
2	固 定 資 産 税	
(1)	土地の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	21
(2)	土地に関する概要調書(総括表)	23
(3)	宅地介在農地等に関する調	25
(4)	宅地に関する調(法定免税点以上のもの)	27
(5)	土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調	28
(6)	家屋に関する概要調書(総括表)	29
(7)	木造家屋に関する調	29
(8)	木造以外の家屋に関する調	31
(9)	新增分家屋に関する調	33
(10)	減少分家屋に関する調	34
(11)	家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)	34
(12)	軽減税額等に関する調(家屋)	35
(13)	償却資産の価格等に関する調	36
(14)	償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調	37
(15)	固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成7年度以降)	38

3	軽自動車税（種別割）	
	(1) 年度別当初課税台数及び調定額の推移	39
	(2) 令和7年度軽自動車税(種別割)課税状況	40
4	市たばこ税	
	(1) 年度別種類別の売渡本数及び税額	41
5	入湯税	
	(1) 課税対象入湯客数に関する調	42
	(2) 年度別調定額に関する調	42
	(3) 特別徴収義務者数	42
	(4) 入湯税の使途	42
6	都市計画税	
	(1) 都市計画区域及び課税区域に関する調	43
	(2) 納税義務者に関する調	43
	(3) 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)	43
	(4) 決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)	43
7	特別土地保有税	43

第3章 徴収

1	市税収納率の推移	44
2	年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況	45
3	年度別督促状発付状況	45
4	市税の滞納に対する特別措置に関する条例	45
5	市税滞納審査会	45
6	市税の納付方法別の件数及び割合	46
7	市税の納期内納付率(前年度比較)	46
8	年度別市税延滞金徴収状況	47
9	市税不納欠損額の推移(欠損事由別)	47
10	納税貯蓄組合の組織状況	47

第4章 その他の資料

1	市税調定額比較表	48
2	市税収入額比較表	48
3	税証明手数料等	49
4	納税義務者等に関する調	49
5	固定資産評価審査委員会への審査申出状況	50
6	市税の賦課・徴収に要する経費調	50
7	令和6年家屋建築状況調	51
8	令和6年登記済通知書に関する調	51
9	電算処理業務の現況	51
10	市税の税率表	52
11	市税税率の推移	55
12	税制一覧	70

第1章 総括

1 沿 革

(1) 沿 革

小田原の地名は、一説には、原野に小田を開墾したことから起こったと言われ、歴史上、平安時代末から鎌倉時代にかけての古文書にその地名が見られる。

古く縄文時代から人々が住み着いていたらしく、各所の遺跡から当時の石器や土器が出土している。

中世に入ると、大森氏が築城居住し、その後北条氏によって約100年間にわたり、関東の政治・経済・文化の中心都市として大いに繁栄した。

北条氏の後、江戸時代には東海道の箱根越えを控えた宿場町として賑わった。

明治4年には、廃藩置県により小田原県、さらに足柄県となり、明治9年には神奈川県在所管となり、県庁の支庁が置かれた後、明治22年の町村制の施行により小田原町となり、昭和15年には市制を施行し、小田原市となった。

さらに平成12年には特例市の指定を受け、神奈川県西部の中心都市として発展を続けている。

(2) 位置及び市勢

小田原市は、神奈川県西部に位置し、東京から南西へ約80kmの距離にある。

市域は、東西17.5km、南北16.9km。面積は113.60km²で、市としては横浜市、相模原市、川崎市について県内19市中4番目の広さを有している。

南西部は真鶴町、湯河原町、箱根町と、北部は南足柄市、開成町、大井町と、東部は中井町、二宮町と接している。

中央部には酒匂川が南北に流れ足柄平野を形成し、南部は相模湾に面している。

鉄道は、東海道本線を始め、東海道新幹線、小田急線、大雄山線、箱根登山線が走り、市内に18の駅を有している。

道路は、東西に国道1号、西湘バイパス、小田原厚木道路(国道271号)が、また、南には国道135号、北には東名高速道路へと接続する国道255号が走り、交通の便に恵まれている。

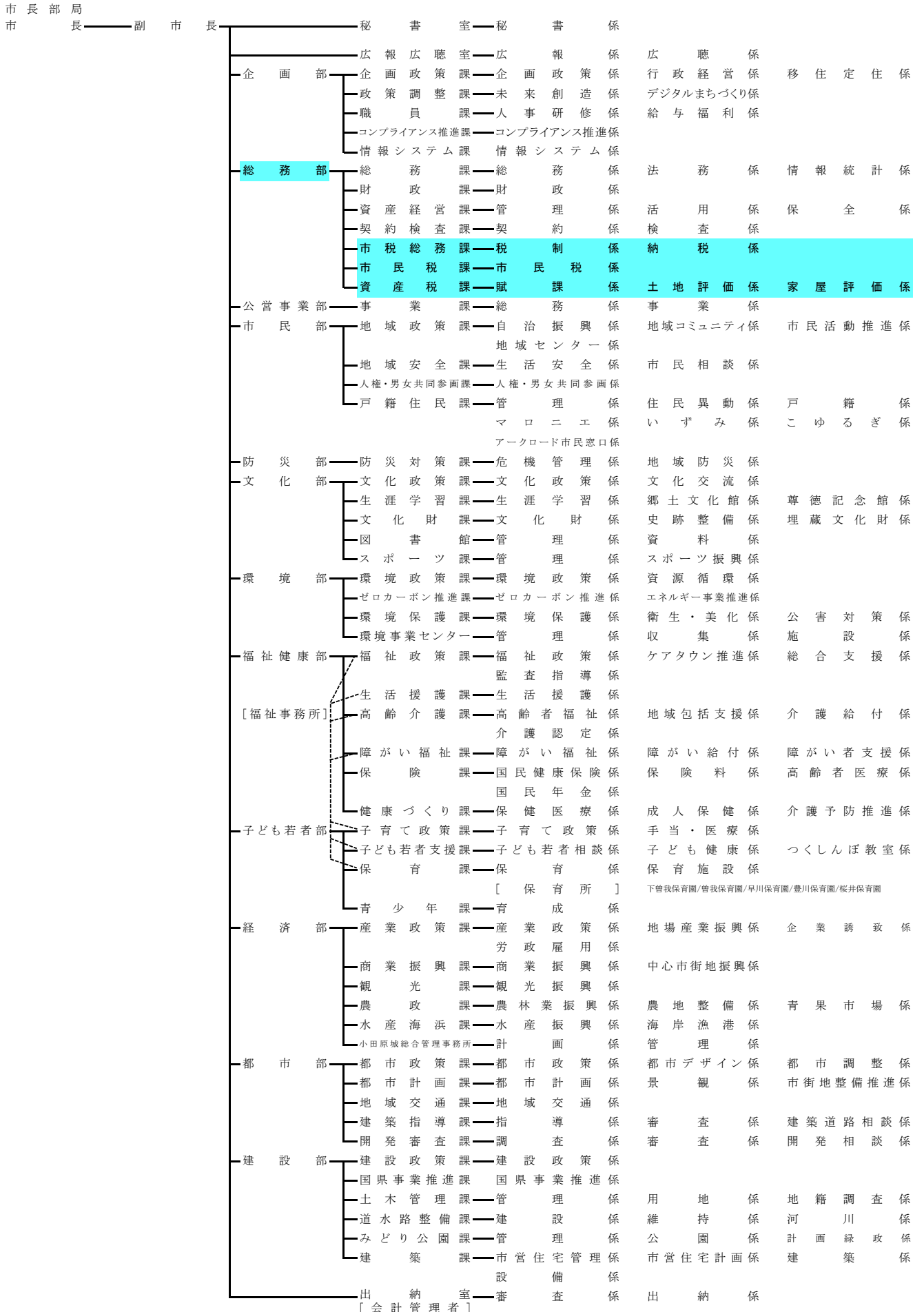
< 市域・人口・世帯数の推移 >

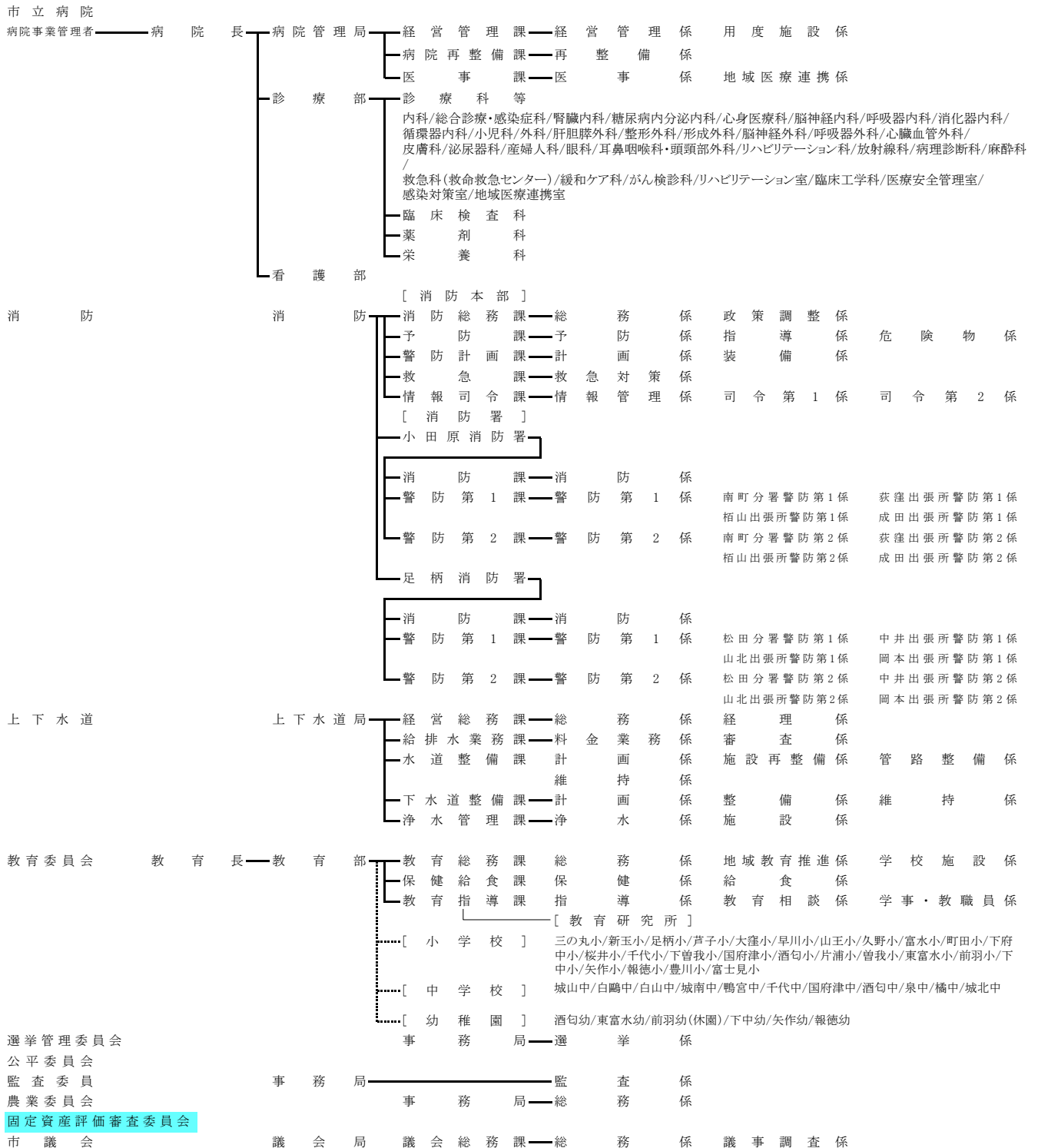
年	区分	世帯数 (世帯)	人口 (人)	面積 (km ²)	備 考
昭和15年		10,749	54,699	57.54	12月20日市制施行
〃 23年		15,175	73,638	61.27	下府中村合併(8月1日常住人口調査時点)
〃 25年		15,465	75,334	65.00	桜井村合併
〃 29年		17,374	85,899	100.95	国府津町他合併
〃 31年		23,074	116,698	105.94	曾我村分村合併
〃 46年		42,492	166,211	114.24	橘町合併
平成10年		70,087	200,329	114.06	
〃 12年		71,532	200,173	〃	特例市指定
〃 26年		80,289	195,125	〃	
〃 27年		79,120	194,086	〃	4月1日特例市制度廃止
〃 28年		79,872	193,313	113.81	面積計測方法変更(国土地理院)
〃 29年		80,642	192,407	〃	
〃 30年		81,087	191,181	〃	
令和元年		81,748	190,109	〃	
〃 2年		81,864	188,856	〃	
〃 3年		82,886	188,243	113.60	国土地理院の地図データ更新に伴い令和3年1月1日から113.60km ² へ変更
〃 4年		83,701	187,347	〃	
〃 5年		84,425	186,338	〃	
〃 6年		85,682	185,926	〃	
〃 7年		86,341	184,944	〃	

注) 備考欄に注記しない限り、10月1日現在の世帯数・人口を示す。

2 小田原市行政機構図

(令和7年4月1日現在)





区分	部・部相当	課・課相当	係
市長部局	12	57(56)	138(139)
市立病院	1	3	5
消防	1	11	33
上下水道	1	5	13(14)
教育委員会	1	3	8
選挙管理委員会	—	1	1
公平委員会	—	—	—
監査事務局	1	—	1
農業委員会	—	1	1
固定資産評価審査委員会	—	—	—
市議会	1	1	2
計	18	82(81)	202(204)

* 保育所、教育研究所、小学校、中学校、幼稚園は左記の数に含まれていない。
* 市立病院の数は、診療部、看護部を除く。
* 消防の課の数は、消防署を除く。
* ()内は、令和6年7月1日の数

3 税務機構、職員数及び税務事務分掌

(令和7年4月1日現在)

部	課	係	職 名	事 務 分 掌
総務部	市税総務課		課 長 1	1 税務事務の総合的企画に関する事。
			副 課 長 3	2 税制の調査及び研究に関する事。
			担 当 監 1	3 軽自動車税及び市たばこ税の賦課、調定及び調査に関する事。
		税制係	係 長 1	4 入湯税に関する事。
			主 査 3	5 市税、個人の県民税及び森林環境税(以下「市税等」という。)の収納管理に関する事。
			主 事 2	6 自動車の臨時運行許可に関する事。
			主 事 補 1	7 固定資産評価審査委員会に関する事。
			計 7	8 納税意識の啓発に関する事。
		納税係	係 長 3	9 市税等の口座振替及び口座振替に係る他の課との連絡調整に関する事。
			主 査 2	10 市税等の督促及び滞納処分に関する事。
			主 任 4	11 市税等の欠損処分及び滞納処分の執行停止に関する事。
			主 事 4	12 市税等の付帯金及び軽自動車税の減免に関する事。
			計 13	13 市税等の過誤納金の還付又は充当に関する事。
			徴収指導員 2	14 市税等の徴収嘱託及び受託に関する事。
			計 27	15 市税滞納審査会に関する事。
				16 税務関係の予算調整及び執行管理に関する事。
				17 他の課に属しない税務事務に関する事。
総務部	市民税課		課 長 1	1 市民税の調定に関する事。
			副 課 長 1	2 個人の市民税、県民税及び森林環境税(以下「市県民税等」という。)並びに法人の市民税の賦課に関する事。
		(普通徴収) 市民税係	係 長 2	3 市県民税等及び法人の市民税の課税資料等の調査に関する事。
			主 査 1	4 市県民税等及び法人の市民税の減免に関する事。
			主 任 1	
			主 事 補 2	
			計 11	
		(特別徴収・法人) 市民税係	主 査 2	
			主 事 2	
			計 4	
	計 17			
総務部	資産税課		課 長 1	1 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の課税資料の調査に関する事。
			副 課 長 1	2 固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の賦課及び調定に関する事。
			担 当 監 1	3 固定資産の評価及び価格の決定に関する事。
		賦課係	係 長 2	4 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関する事。
			主 査 4	5 固定資産課税台帳の縦覧に関する事。
			主 任 1	6 固定資産税及び都市計画税の減免に関する事。
			主 事 補 1	7 市税等に係る証明に関する事。
			計 8	8 固定資産に係る証明及び公簿等の閲覧に関する事。
		土地評価係	係 長 2	9 国有資産等所在市町村に係る交付金に関する事。
			主 査 2	
			主 任 1	
			主 事 補 1	
			計 8	
家屋評価係	係 長 1			
	主 査 3			
	主 任 1			
	主 事 補 2			
	計 8			
	計 27			
	合 計 71			

4 令和7年度一般会計・特別会計・企業会計当初予算

(単位:千円)

会 計 名	予 算 額	構 成 比 (%)	
一 般 会 計	78,800,000	36.28	
特 別 会 計	競 輪 事 業 特 別 会 計	30,770,000	14.17
	天 守 閣 事 業 特 別 会 計	146,000	0.07
	国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計	19,343,000	8.91
	国 民 健 康 保 険 診 療 施 設 事 業 特 別 会 計	29,000	0.01
	公 設 地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	182,000	0.08
	介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	18,454,000	8.50
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計	6,024,000	2.77
	広 域 消 防 事 業 特 別 会 計	4,857,000	2.24
	地 下 街 事 業 特 別 会 計	469,000	0.21
	計	80,274,000	36.96
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	8,878,930	4.09
	病 院 事 業 会 計	37,203,214	17.13
	下 水 道 事 業 会 計	12,023,924	5.54
	計	58,106,068	26.76
合 計	217,180,068	100.00	

5 令和7年度一般会計予算額及び構成比

(単位:千円)

歳 入			歳 出		
款	予 算 額	構成比(%)	款	予 算 額	構成比(%)
1 市 税	33,189,000	42.12	1 議 会 費	440,733	0.56
2 地方譲与税	371,000	0.47	2 総 務 費	9,937,138	12.61
3 利子割交付金	20,000	0.03	3 民 生 費	35,045,061	44.47
4 配当割交付金	260,000	0.33	4 衛 生 費	8,037,520	10.20
5 株式等譲渡所得割交付金	600,000	0.76	5 労 働 費	129,204	0.16
6 法人事業税	600,000	0.76	6 農林水産業費	1,134,081	1.44
7 地方消費税	4,900,000	6.22	7 商 工 費	1,463,095	1.86
8 ゴルフ場利用税	16,000	0.02	8 土 木 費	6,020,643	7.64
9 環境性能割金	120,000	0.15	9 消 防 費	2,925,547	3.71
10 地方特例金	190,000	0.24	10 教 育 費	8,077,494	10.25
11 地方交付税	4,600,000	5.84	11 公 債 費	5,559,484	7.06
12 交通安全対策金	21,564	0.03	12 予 備 費	30,000	0.04
13 分担金及び負担金	441,168	0.56			
14 使用料及び手数料	1,433,002	1.82			
15 国庫支出金	16,560,122	21.02			
16 県支出金	5,866,203	7.44			
17 財産収入	232,295	0.29			
18 寄附金	1,506,005	1.91			
19 繰入金	1,757,696	2.23			
20 繰越金	300,000	0.38			
21 諸収入	2,467,445	3.13			
22 市債	3,348,500	4.25			
合 計	78,800,000	100.00	合 計	78,800,000	100.00

*構成比は、端数処理のため合計が100にならない場合がある。

6 市税当初予算額比較

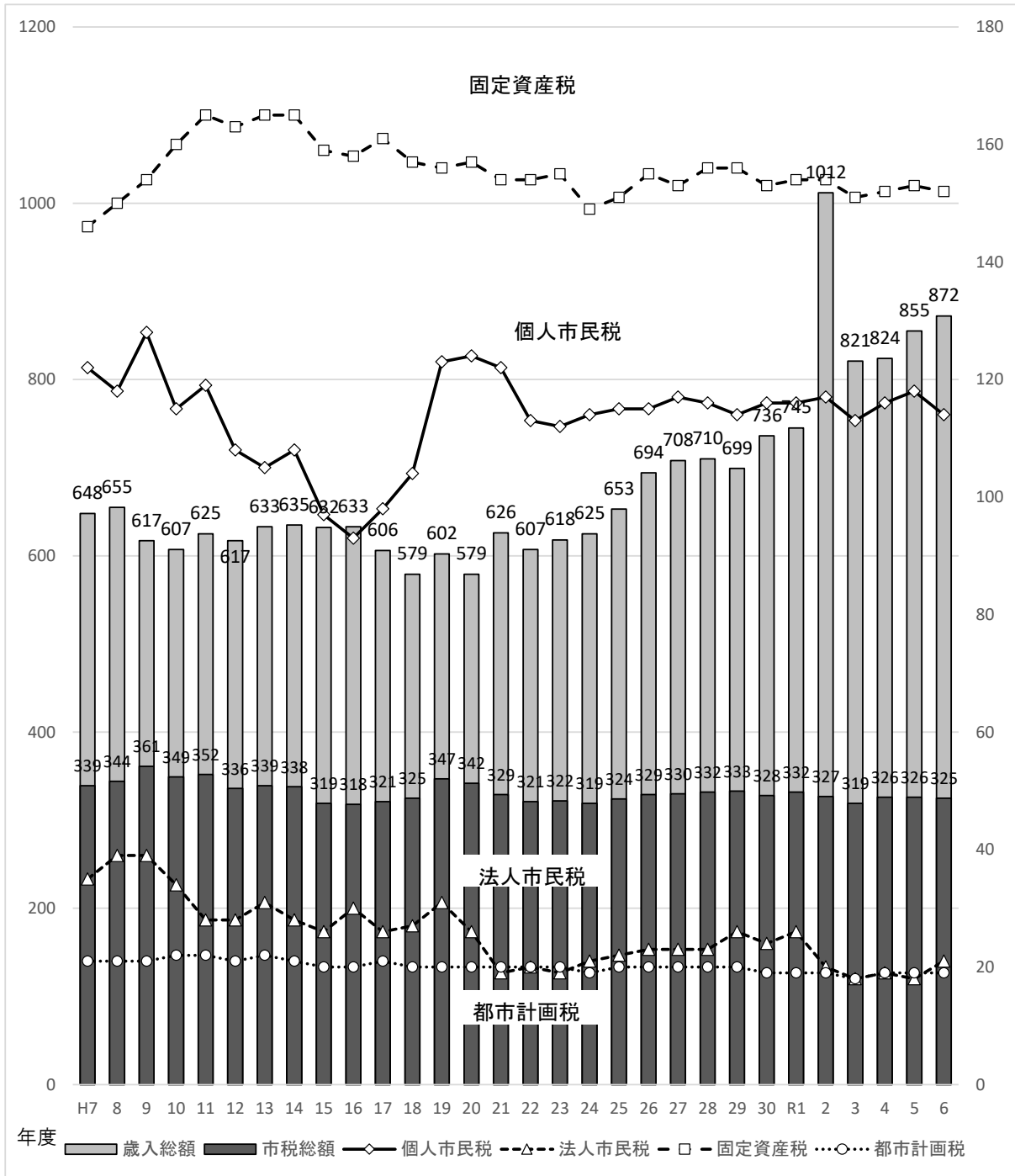
(単位:千円)

税 目	令和6年度予算額	構成比 (%)	令和7年度予算額	構成比 (%)	
現 年 課 税 分	市民税(個人)	11,166,665	35.18	12,138,109	36.57
	市民税(法人)	1,603,492	5.05	1,866,808	5.62
	固定資産税	15,020,398	47.31	15,189,050	45.77
	国有資産等所在 市町村交付金	24,458	0.08	24,478	0.07
	軽自動車税 (環境性能割)	24,150	0.08	39,223	0.12
	軽自動車税 (種別割)	420,180	1.32	432,218	1.30
	市たばこ税	1,403,648	4.42	1,391,874	4.19
	入湯税	31,561	0.10	32,599	0.10
	都市計画税	1,864,339	5.87	1,899,900	5.72
	計	31,558,891	99.41	33,014,259	99.47
滞納繰越分	187,109	0.59	174,741	0.53	
合 計	31,746,000	100.00	33,189,000	100.00	

7 年度別市税決算額(収入済額)

歳入・市税総額 (億円)

税目別決算額 (億円)



8 年度別市税収納状況

	令和2年度			令和3年度		
	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
市 税	33,874,237,470	32,673,098,400	96.45	32,831,451,788	31,935,361,895	97.27
現年課税分	32,864,201,681	32,369,345,755	98.49	31,712,600,238	31,495,862,548	99.32
滞納繰越分	1,010,035,789	303,752,645	30.07	1,118,851,550	439,499,347	39.28
市民税	14,227,867,789	13,671,651,458	96.09	13,642,074,821	13,185,061,987	96.65
現年課税分	13,739,662,736	13,530,957,720	98.48	13,129,623,142	13,024,231,577	99.20
個人	11,656,122,736	11,544,760,797	99.04	11,350,580,942	11,253,116,777	99.14
普通徴収	2,453,187,712	2,350,577,805	95.82	2,378,552,993	2,289,985,594	96.28
特別徴収	9,202,935,024	9,194,182,992	99.90	8,972,027,949	8,963,131,183	99.90
年金	575,893,389	573,731,142	99.62	579,752,042	577,462,544	99.61
給与	8,627,041,635	8,620,451,850	99.92	8,392,275,907	8,385,668,639	99.92
法人	2,083,540,000	1,986,196,923	95.33	1,779,042,200	1,771,114,800	99.55
滞納繰越分	488,205,053	140,693,738	28.82	512,451,679	160,830,410	31.38
個人	455,712,866	134,775,860	29.57	421,236,893	106,722,367	25.34
法人	32,492,187	5,917,878	18.21	91,214,786	54,108,043	59.32
固定資産税	16,002,531,779	15,443,017,648	96.50	15,496,483,866	15,120,841,340	97.58
現年課税分	15,552,299,200	15,301,779,537	98.39	14,970,353,200	14,875,616,730	99.37
純固定資産税	15,525,385,900	15,274,866,237	98.39	14,943,620,700	14,848,884,230	99.37
土地	6,315,777,100	6,213,864,892	98.39	6,189,759,300	6,150,518,746	99.37
家屋	6,056,595,800	5,958,865,776	98.39	5,707,102,400	5,670,921,695	99.37
償却資産	3,153,013,000	3,102,135,569	98.39	3,046,759,000	3,027,443,789	99.37
国有資産等所在市町村交付金	26,913,300	26,913,300	100.00	26,732,500	26,732,500	100.00
滞納繰越分	450,232,579	141,238,111	31.37	526,130,666	245,224,610	46.61
軽自動車税	409,548,135	393,855,975	96.17	426,501,495	409,801,929	96.08
現年課税分	394,258,400	389,699,150	98.84	411,723,200	406,882,306	98.82
環境性能割	14,842,700	14,842,700	100.00	17,181,400	17,181,400	100.00
種別割	379,415,700	374,856,450	98.80	394,541,800	389,700,906	98.77
滞納繰越分	15,289,735	4,156,825	27.19	14,778,295	2,919,623	19.76
市たばこ税	1,239,606,945	1,239,606,945	100.00	1,324,569,146	1,324,569,146	100.00
現年課税分	1,239,606,945	1,239,606,945	100.00	1,324,569,146	1,324,569,146	100.00
入湯税	12,758,100	12,758,100	100.00	19,940,950	19,940,950	100.00
現年課税分	12,758,100	12,758,100	100.00	19,940,950	19,940,950	100.00
都市計画税	1,981,924,722	1,912,208,274	96.48	1,921,881,510	1,875,146,543	97.57
現年課税分	1,925,616,300	1,894,544,303	98.39	1,856,390,600	1,844,621,839	99.37
土地	1,136,325,400	1,117,989,504	98.39	1,113,189,800	1,106,132,630	99.37
家屋	789,290,900	776,554,799	98.39	743,200,800	738,489,209	99.37
滞納繰越分	56,308,422	17,663,971	31.37	65,490,910	30,524,704	46.61

(単位：円、%)

令和4年度			令和5年度			令和6年度		
調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率	調定額	収入額	収納率
33,548,731,054	32,600,581,949	97.17	33,621,888,648	32,672,619,550	97.18	33,452,194,736	32,471,849,929	97.07
32,674,461,326	32,436,483,039	99.27	32,712,034,421	32,481,567,501	99.30	32,528,270,710	32,263,384,666	99.19
874,269,728	164,098,910	18.77	909,854,227	191,052,049	21.00	923,924,026	208,465,263	22.56
14,068,346,230	13,579,641,391	96.53	14,096,434,174	13,594,655,824	96.44	14,050,678,689	13,522,166,674	96.24
13,626,567,290	13,497,087,486	99.05	13,623,977,657	13,500,260,341	99.09	13,564,524,682	13,414,937,991	98.90
11,727,719,890	11,608,196,454	98.98	11,854,265,657	11,737,353,021	99.01	11,425,515,482	11,280,153,511	98.73
2,678,612,888	2,567,425,134	95.85	2,569,830,438	2,460,192,301	95.73	2,650,509,721	2,512,118,043	94.78
9,049,107,002	9,040,771,320	99.91	9,284,435,219	9,277,160,720	99.92	8,775,005,761	8,768,035,468	99.92
582,933,745	580,841,893	99.64	580,416,530	578,089,434	99.60	523,076,236	527,462,930	100.84
8,466,173,257	8,459,929,427	99.93	8,704,018,689	8,699,071,286	99.94	8,251,929,525	8,240,572,538	99.86
1,898,847,400	1,888,891,032	99.48	1,769,712,000	1,762,907,320	99.62	2,139,009,200	2,134,784,480	99.80
441,778,940	82,553,905	18.69	472,456,517	94,395,483	19.98	486,154,007	107,228,683	22.06
393,992,397	76,976,740	19.54	415,425,743	89,470,754	21.54	422,423,966	102,102,826	24.17
47,786,543	5,577,165	11.67	57,030,774	4,924,729	8.64	63,730,041	5,125,857	8.04
15,663,185,536	15,270,621,166	97.49	15,664,601,928	15,283,114,421	97.56	15,551,043,292	15,165,717,252	97.52
15,291,889,300	15,200,120,441	99.40	15,290,384,100	15,200,203,849	99.41	15,176,890,000	15,079,273,047	99.36
15,265,260,100	15,173,491,241	99.40	15,265,856,300	15,175,676,049	99.41	15,152,411,600	15,054,794,647	99.36
6,084,277,300	6,047,700,970	99.40	6,030,609,600	5,994,984,878	99.41	6,007,919,900	5,969,214,851	99.36
6,052,963,800	6,016,575,715	99.40	6,178,779,900	6,142,279,889	99.41	6,066,772,000	6,027,687,806	99.36
3,128,019,000	3,109,214,556	99.40	3,056,466,800	3,038,411,282	99.41	3,077,719,700	3,057,891,990	99.36
26,629,200	26,629,200	100.00	24,527,800	24,527,800	100.00	24,478,400	24,478,400	100.00
371,296,236	70,500,725	18.99	374,217,828	82,910,572	22.16	374,153,292	86,444,205	23.10
450,133,145	432,017,768	95.98	465,360,420	446,685,963	95.99	483,129,293	464,383,208	96.12
435,138,600	429,745,820	98.76	448,602,500	443,225,079	98.80	465,886,500	460,305,045	98.80
26,030,800	26,030,800	100.00	27,626,400	27,626,400	100.00	34,548,200	34,548,200	100.00
409,107,800	403,715,020	98.68	420,976,100	415,598,679	98.72	431,338,300	425,756,845	98.71
14,994,545	2,271,948	15.15	16,757,920	3,460,884	20.65	17,242,793	4,078,163	23.65
1,405,350,286	1,405,350,286	100.00	1,422,961,714	1,422,961,714	100.00	1,410,343,428	1,410,343,428	100.00
1,405,350,286	1,405,350,286	100.00	1,422,961,714	1,422,961,714	100.00	1,410,343,428	1,410,343,428	100.00
29,692,250	29,692,250	100.00	31,520,350	31,520,350	100.00	32,279,200	32,279,200	100.00
29,692,250	29,692,250	100.00	31,520,350	31,520,350	100.00	32,279,200	32,279,200	100.00
1,932,023,607	1,883,259,088	97.48	1,941,010,062	1,893,681,278	97.56	1,924,720,834	1,876,960,167	97.52
1,885,823,600	1,874,486,756	99.40	1,894,588,100	1,883,396,168	99.41	1,878,346,900	1,866,245,955	99.36
1,095,815,700	1,089,228,079	99.40	1,086,913,700	1,080,492,957	99.41	1,080,780,400	1,073,817,648	99.36
790,007,900	785,258,677	99.40	807,674,400	802,903,211	99.41	797,566,500	792,428,307	99.36
46,200,007	8,772,332	18.99	46,421,962	10,285,110	22.16	46,373,934	10,714,212	23.10

税 目	予算現額	調定額	収入済額
市 税	31,746,000,000	33,452,194,736	32,471,849,929
現年課税分	31,558,891,000	32,528,270,710	32,263,384,666
滞納繰越分	187,109,000	923,924,026	208,465,263
市 民 税	12,867,505,000	14,050,678,689	13,522,166,674
現年課税分	12,770,157,000	13,564,524,682	13,414,937,991
個 人	11,166,665,000	11,425,515,482	11,280,153,511
普通徴収	—	2,650,509,721	2,512,118,043
特別徴収	—	8,775,005,761	8,768,035,468
年金	—	523,076,236	527,462,930
給与	—	8,251,929,525	8,240,572,538
法 人	1,603,492,000	2,139,009,200	2,134,784,480
滞納繰越分	97,348,000	486,154,007	107,228,683
個 人	92,696,000	422,423,966	102,102,826
法 人	4,652,000	63,730,041	5,125,857
固 定 資 産 税	15,121,593,000	15,551,043,292	15,165,717,252
現年課税分	15,044,856,000	15,176,890,000	15,079,273,047
純固定資産税	15,020,398,000	15,152,411,600	15,054,794,647
土 地	5,969,460,000	6,007,919,900	5,969,214,851
家 屋	6,014,805,000	6,066,772,000	6,027,687,806
償却資産	3,036,133,000	3,077,719,700	3,057,891,990
国有資産等所在 市町村交付金	24,458,000	24,478,400	24,478,400
滞納繰越分	76,737,000	374,153,292	86,444,205
軽自動車税	447,799,000	483,129,293	464,383,208
現年課税分	444,330,000	465,886,500	460,305,045
環境性能割	24,150,000	34,548,200	34,548,200
種別割	420,180,000	431,338,300	425,756,845
滞納繰越分	3,469,000	17,242,793	4,078,163
市たばこ税	1,403,648,000	1,410,343,428	1,410,343,428
現年課税分	1,403,648,000	1,410,343,428	1,410,343,428
入 湯 税	31,561,000	32,279,200	32,279,200
現年課税分	31,561,000	32,279,200	32,279,200
都 市 計 画 税	1,873,894,000	1,924,720,834	1,876,960,167
現年課税分	1,864,339,000	1,878,346,900	1,866,245,955
土 地	1,076,159,000	1,080,780,400	1,073,817,648
家 屋	788,180,000	797,566,500	792,428,307
滞納繰越分	9,555,000	46,373,934	10,714,212

(単位：円、%)

不納欠損額	収入未済額	収入歩合		前年度収入歩合		収入済額の構成比(%)
		対予算(%)	対調定(%)	対予算(%)	対調定(%)	
33,740,433	946,604,374	102.29	97.07	100.65	97.18	100
0	264,886,044	102.23	99.19	100.82	99.30	99.36
33,740,433	681,718,330	111.41	22.56	78.41	21.00	0.64
21,702,321	506,809,694	105.09	96.24	100.87	96.44	41.64
0	149,586,691	105.05	98.90	100.99	99.09	41.31
0	145,361,971	101.02	98.73	99.78	99.01	34.74
0	138,391,678	—	94.78	—	95.73	7.74
0	6,970,293	—	99.92	—	99.92	27.00
0	-4,386,694	—	100.84	—	99.60	1.62
0	11,356,987	—	99.86	—	99.94	25.38
0	4,224,720	133.13	99.80	109.82	99.62	6.57
21,702,321	357,223,003	110.15	22.06	86.29	19.98	0.33
20,431,109	299,890,031	110.15	24.17	87.22	21.54	0.31
1,271,212	57,332,972	110.19	8.04	72.27	8.64	0.02
9,201,013	376,125,027	100.29	97.52	100.15	97.56	46.70
0	97,616,953	100.23	99.36	100.37	99.41	46.44
0	97,616,953	100.23	99.36	100.37	99.41	46.36
0	38,705,049	100.00	99.36	100.06	99.41	18.38
0	39,084,194	100.21	99.36	100.28	99.41	18.56
0	19,827,710	100.72	99.36	101.18	99.41	9.42
0	0	100.08	100.00	100.00	100.00	0.08
9,201,013	278,508,074	112.65	23.10	71.54	22.16	0.27
1,695,708	17,050,377	103.70	96.12	101.76	95.99	1.43
0	5,581,455	103.60	98.80	101.88	98.80	1.42
0	0	143.06	100.00	—	—	0.11
0	5,581,455	101.33	98.71	101.84	98.72	1.31
1,695,708	11,468,922	117.56	23.65	88.42	20.65	0.01
0	0	100.48	100.00	104.56	100.00	4.34
0	0	100.48	100.00	104.56	100.00	4.34
0	0	102.28	100.00	114.35	100.00	0.10
0	0	102.28	100.00	114.35	100.00	0.10
1,141,391	46,619,276	100.16	97.52	99.90	97.56	5.78
0	12,100,945	100.10	99.36	100.12	99.41	5.75
0	6,962,752	99.78	99.36	100.15	99.41	3.31
0	5,138,193	100.54	99.36	100.07	99.41	2.44
1,141,391	34,518,331	112.13	23.10	71.14	22.16	0.03

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

10 市税(現年課税分)の推移(平成7年度以降)

	市税現年課税分		世帯数及び人口(10月1日)				1世帯当たり (円)
	調定額(円)	前年比 (%)	世帯数 (世帯)	前年比 (%)	人口 (人)	前年比 (%)	
H7	34,170,533,271	102.83	67,916	101.90	200,103	100.47	503,129
8	34,879,595,036	102.08	68,664	101.10	200,290	100.09	507,975
9	36,503,851,063	104.66	69,267	100.88	200,171	99.94	527,002
10	35,300,853,234	96.70	70,087	101.18	200,329	100.08	503,672
11	35,484,705,695	100.52	71,081	101.42	200,692	100.18	499,215
12	33,951,016,838	95.68	71,532	100.63	200,173	99.74	474,627
13	34,176,837,105	100.67	72,221	100.96	199,886	99.86	473,226
14	34,074,965,090	99.70	72,905	100.95	199,616	99.86	467,389
15	32,107,987,955	94.23	73,588	100.94	199,290	99.84	436,321
16	32,011,107,386	99.70	74,303	100.97	198,851	99.78	430,819
17	32,218,522,706	100.65	74,291	99.98	198,741	99.94	433,680
18	32,679,178,494	101.43	75,581	101.74	198,951	100.11	432,373
19	34,950,923,128	106.95	76,520	101.24	198,881	99.96	456,755
20	34,574,540,024	98.92	77,266	100.97	198,698	99.91	447,474
21	33,191,002,262	96.00	78,013	100.97	198,341	99.82	425,455
22	32,268,949,029	97.22	77,793	99.72	198,327	99.99	414,805
23	32,223,820,353	99.86	78,305	100.66	197,733	99.70	411,517
24	31,976,994,557	99.23	78,981	100.86	196,880	99.57	404,869
25	32,266,987,794	100.91	79,656	100.85	196,073	99.59	405,079
26	32,842,258,743	101.78	80,289	100.79	195,125	99.52	409,051
27	32,913,987,927	100.22	79,120	98.54	194,086	99.47	416,001
28	33,080,627,233	100.51	79,872	100.95	193,313	99.60	414,171
29	33,291,485,558	100.64	80,642	100.96	192,407	99.53	412,831
30	32,809,941,536	98.55	81,087	100.55	191,181	99.36	404,626
R1	33,218,907,224	101.25	81,748	100.82	190,109	99.44	406,357
2	32,864,201,681	98.93	81,864	100.14	188,856	99.34	401,449
3	31,712,600,238	96.50	82,886	101.25	188,243	99.68	382,605
4	32,674,461,326	103.03	83,701	100.98	187,347	99.52	390,371
5	32,712,034,421	100.11	84,425	100.86	186,338	99.46	387,469
6	32,528,270,710	99.44	85,682	101.49	185,926	99.78	379,639

税 負 担 額			住 民 所 得				
前年比 (%)	1人当たり (円)	前年比 (%)	所得総額 (千円)	1世帯当たり (円)	前年比 (%)	1人当たり (円)	前年比 (%)
100.92	170,765	102.35	350,608,385	5,162,383	99.34	1,752,140	100.75
100.96	174,145	101.98	348,886,706	5,081,072	98.42	1,741,908	99.42
103.75	182,363	104.72	352,753,049	5,092,657	100.23	1,762,259	101.17
95.57	176,214	96.63	349,811,333	4,991,102	98.01	1,746,184	99.09
99.12	176,812	100.34	359,253,386	5,054,141	101.26	1,790,073	102.51
95.07	169,608	95.93	333,297,607	4,659,420	92.19	1,665,048	93.02
99.70	170,982	100.81	328,739,799	4,551,859	97.69	1,644,636	98.77
98.77	170,703	99.84	331,749,898	4,550,441	99.97	1,661,940	101.05
93.35	161,112	94.38	302,259,158	4,107,452	90.26	1,516,680	91.26
98.74	160,980	99.92	295,731,042	3,980,069	96.90	1,487,199	98.06
100.66	162,113	100.70	298,915,249	4,023,573	101.09	1,504,044	101.13
99.70	164,257	101.32	305,274,314	4,039,035	100.38	1,534,420	102.02
105.64	175,738	106.99	307,503,012	4,018,597	99.49	1,546,166	100.77
97.97	174,005	99.01	308,989,641	3,999,038	99.51	1,555,072	100.58
95.08	167,343	96.17	306,729,431	3,931,773	98.32	1,546,475	99.45
97.50	162,706	97.23	288,712,316	3,711,289	94.39	1,455,739	94.13
99.21	162,966	100.16	286,550,358	3,659,413	98.60	1,449,178	99.55
98.38	162,419	99.66	284,615,018	3,603,588	98.47	1,445,627	99.75
100.05	164,566	101.32	283,294,467	3,556,474	98.69	1,444,842	99.95
100.98	168,314	102.28	286,090,273	3,563,256	100.19	1,466,190	101.48
101.70	169,585	100.75	287,893,214	3,638,691	102.12	1,483,328	101.17
99.56	171,125	100.91	288,310,605	3,609,658	99.20	1,491,419	100.55
99.68	173,026	101.11	292,611,258	3,628,522	100.52	1,520,793	101.97
98.01	171,617	99.19	295,872,125	3,648,823	100.56	1,547,602	101.76
100.43	174,736	101.82	298,076,504	3,646,285	99.93	1,567,924	101.31
98.79	174,017	99.59	304,023,832	3,713,767	101.85	1,609,818	102.67
95.31	168,466	96.81	311,690,969	3,760,478	101.26	1,655,790	102.86
102.03	174,406	103.53	315,825,290	3,773,256	100.34	1,685,777	101.81
99.26	175,552	100.66	317,706,218	3,763,177	99.73	1,705,000	101.14
97.98	174,953	99.66	339,359,357	3,960,684	105.25	1,825,239	107.05

第2章 賦 課

1 市民税

(1) 令和7年度市民税の納税義務者に関する調

(令和7年7月1日現在)

個人	均等割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	100,696	人
		市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者 (法第294条第1項第2号)	38	
		計	100,734	
	所得割	市内に住所を有する個人 (法第294条第1項第1号)	95,760	
法人	均等割	資本等の金額が50億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第9号)	43	社
		資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第8号)	17	
		資本等の金額が10億円を超える法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第7号)	256	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第6号)	25	
		資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第5号)	197	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第4号)	74	
		資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人で、市内事業所等の従業者数が50人以下であるもの (法第312条第1項第3号)	734	
		資本等の金額が1千万円以下である法人で、市内事業所等の従業者数が50人を超えるもの (法第312条第1項第2号)	32	
		上記以外の法人等 (法第312条第1項第1号)	4,394	
		計	5,772	
	法人税割	市内に事務所又は事業所を有する法人 (法第294条第1項第3号)	5,723	
		うち連結申告法人	114	

(2) 令和7年度個人市民税の所得区分別納税義務者等に関する調

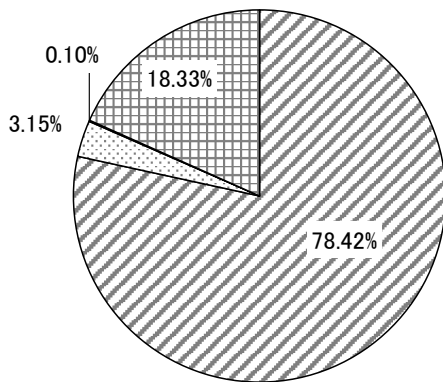
(令和7年7月1日現在)

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合 計				
	納税義務者数 (A) (人)	均等割額 (B) (千円)	納税義務者数 (C) (人)	均等割額 (D) (千円)	所得割額 (E) (千円)	均等割を納める者		所得割を納める者		納税義務者数 (A)+(C) (人)
						納税義務者数 (F) (A)+(C) (人)	均等割額 (G) (B)+(D) (千円)	納税義務者数 (H) (C) (人)	所得割額 (I) (E) (千円)	
給与所得者	2,009	6,027	75,097	225,291	10,196,506	77,106	231,318	75,097	10,196,506	77,106
営業等所得者	491	1,473	3,013	9,039	474,312	3,504	10,512	3,013	474,312	3,504
農業所得者	19	57	99	297	10,843	118	354	99	10,843	118
その他の所得者	2,417	7,251	17,551	52,653	1,823,079	19,968	59,904	17,551	1,823,079	19,968
家屋敷等のみ	38	114				38	114			38
計	4,974	14,922	95,760	287,280	12,504,740	100,734	302,202	95,760	12,504,740	100,734

注(1)「家屋敷等のみ」欄は、地方税法第294条第1項第2号に該当する者に係る数である。

上記の所得区分別構成図(現年度課税分)

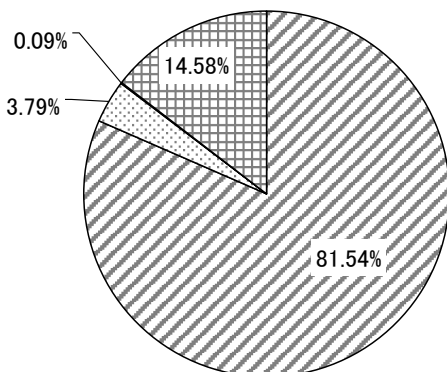
納税義務者数の構成図(所得割)



- 給与所得者 …… 78.42%
- 営業等所得者 …… 3.15%
- 農業所得者 …… 0.10%
- その他の所得者 …… 18.33%

納税義務者数 95,760人

所得割額の構成図



- 給与所得者 …… 81.54%
- 営業等所得者 …… 3.79%
- 農業所得者 …… 0.09%
- その他の所得者 …… 14.58%

所得割額 12,504,740千円

(3) 令和7年度所得区分別所得割額調

(令和7年7月1日現在)

課税標準額の段階	区 分	給 与 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
	10万円 以 下 の 金 額	2,153	1,415,133	3,669	657
	10万円 を超え 100万円 以下の金額	17,987	26,647,291	587,805	1,481
	100万円 " 200万円 "	21,656	56,414,031	1,780,653	2,605
	200万円 " 300万円 "	14,311	55,320,098	1,941,721	3,866
	300万円 " 400万円 "	7,582	39,338,765	1,460,987	5,188
	400万円 " 550万円 "	5,708	37,801,928	1,472,143	6,623
	550万円 " 700万円 "	2,025	16,926,617	684,532	8,359
	700万円 " 1,000万円 "	1,665	17,689,764	746,207	10,624
	1,000万円 を 超 え る 金 額	1,280	26,156,859	1,243,707	20,435
	合 計	74,367	277,710,486	9,921,424	3,734

課税標準額の段階	区 分	営 業 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
	10万円 以 下 の 金 額	115	114,474	200	995
	10万円 を超え 100万円 以下の金額	879	1,401,000	24,773	1,594
	100万円 " 200万円 "	706	1,944,822	56,170	2,755
	200万円 " 300万円 "	450	1,728,611	61,793	3,841
	300万円 " 400万円 "	293	1,479,571	57,932	5,050
	400万円 " 550万円 "	204	1,331,961	54,901	6,529
	550万円 " 700万円 "	109	882,907	38,679	8,100
	700万円 " 1,000万円 "	93	960,683	43,436	10,330
	1,000万円 を 超 え る 金 額	111	2,381,767	113,798	21,457
	合 計	2,960	12,225,796	451,682	4,130

課税標準額の段階	区 分	農 業 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
	10万円 以 下 の 金 額	5	7,663	10	1,533
	10万円 を超え 100万円 以下の金額	28	51,843	806	1,852
	100万円 " 200万円 "	34	95,313	2,723	2,803
	200万円 " 300万円 "	13	50,163	1,866	3,859
	300万円 " 400万円 "	7	33,444	1,440	4,778
	400万円 " 550万円 "	6	40,871	1,644	6,812
	550万円 " 700万円 "	1	8,038	377	8,038
	700万円 " 1,000万円 "	1	10,935	449	10,935
	1,000万円 を 超 え る 金 額	1	15,505	810	15,505
	合 計	96	313,775	10,125	3,268

課税標準額の段階	区 分	そ の 他 の 所 得 者			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		982	868,024	1,827	884
10万円 を超え 100万円 以下の金額		9,805	14,095,947	264,615	1,438
100万円 " 200万円 "		3,677	8,973,948	288,579	2,441
200万円 " 300万円 "		996	3,674,080	137,376	3,689
300万円 " 400万円 "		397	1,939,895	76,739	4,886
400万円 " 550万円 "		260	1,621,856	67,751	6,238
550万円 " 700万円 "		149	1,170,381	51,015	7,855
700万円 " 1,000万円 "		153	1,533,054	71,696	10,020
1,000万円 を 超 え る 金 額		151	3,137,614	158,324	20,779
合 計		16,570	37,014,799	1,117,922	2,234

課税標準額の段階	区 分	土地等に係る事業所得等並びに長期譲渡所得, 短期譲渡所得, 株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等について 分離課税をした者に係る分			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		261	120,159	90,733	460
10万円 を超え 100万円 以下の金額		266	427,077	62,883	1,606
100万円 " 200万円 "		272	748,599	70,486	2,752
200万円 " 300万円 "		242	947,061	65,688	3,913
300万円 " 400万円 "		164	846,410	52,491	5,161
400万円 " 550万円 "		140	916,846	49,290	6,549
550万円 " 700万円 "		113	936,644	57,230	8,289
700万円 " 1,000万円 "		114	1,218,312	67,922	10,687
1,000万円 を 超 え る 金 額		195	5,933,393	485,135	30,428
合 計		1,767	12,094,501	1,001,858	6,845

課税標準額の段階	区 分	合 計			
		納税義務者数 人	総所得金額 千円	所得割額 千円	1人当たり 所得額 千円
10万円 以 下 の 金 額		3,516	2,525,453	96,439	718
10万円 を超え 100万円 以下の金額		28,965	42,623,158	940,882	1,472
100万円 " 200万円 "		26,345	68,176,713	2,198,611	2,588
200万円 " 300万円 "		16,012	61,720,013	2,208,444	3,855
300万円 " 400万円 "		8,443	43,638,085	1,649,589	5,169
400万円 " 550万円 "		6,318	41,713,462	1,645,729	6,602
550万円 " 700万円 "		2,397	19,924,587	831,833	8,312
700万円 " 1,000万円 "		2,026	21,412,748	929,710	10,569
1,000万円 を 超 え る 金 額		1,738	37,625,138	2,001,774	21,649
合 計		95,760	339,359,357	12,503,011	3,544

(4) 令和7年度分に係る所得控除等の人員等に関する調

(令和7年7月1日現在)

所得控除を行った 納税義務者数	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除		
	(人)	(人)	(人)	(人)	うち個人年金分 (人)	うち長期分 (人)		
	6	12,473	91,812	9,089	65,845	14,595	25,286	626
	障害者控除			寡婦控除	ひとり親控除	勤労学生控除		
	普通	特別障害者	実人員	(人)	(人)	(人)		
	(人)	(人)	(人)	792	1,231	12		
	1,892	1,422	3,274					
	配偶者控除			配偶者特別控除				
	一般 (70歳未満)	老人配偶者 (70歳以上)	計		(人)			
	(人)	(人)	(人)	4,054				
11,323	5,392	16,715						
扶養控除					特別障害者のうち同居特別障害加算金分(23万円)に係る者			
一般 (16歳～18歳) (23歳～69歳)	特定扶養親族 (19歳～22歳)	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等 (70歳以上)	実人員		(人)		
(人)	(人)	(人)	(人)	(人)				
6,239	3,740	655	2,049	10,959	698			

障害者控除の対象となった 人員	納税義務者数			扶養親族及び同一生計配偶者		
	一般	特別	計	一般	特別	計
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	932	646	1,578	1,039	802	1,841

特定支出控除の特例の対象となった 納税義務者数	住民税の課税の対象となった 配当所得に係る納税義務者数等		住民税の課税の対象となった 利子所得に係る納税義務者数等	
	納税義務者数 (人)	配当所得の金額 (千円)	納税義務者数 (人)	利子所得の金額 (千円)
2	2,268	2,854,431	28	16,506

税額控除を行った 納税義務者数	配当控除	住宅借入金等特別税額控除	寄附金税額控除	外国税額控除	配当割額の控除	株式等譲渡所得割額の控除
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
	1,685	3,510	15,011	97	1,543	572
定額による特別控除						
(人)	858					

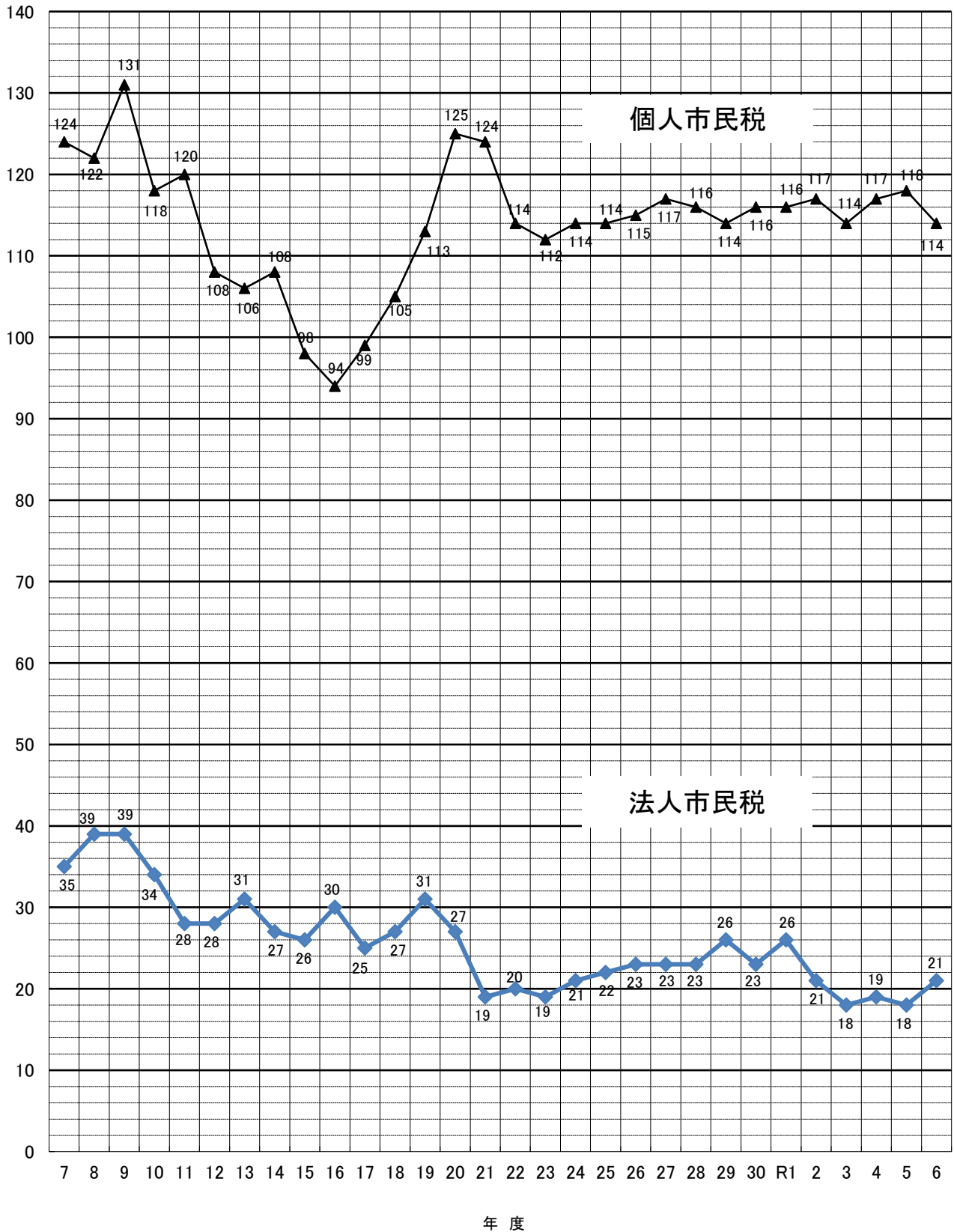
(5) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調

年度			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
			調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	
区 分	個	普通徴収	均等割	85,464	98.2	82,539	96.6	83,609	101.3	84,259	100.8	71,530	84.9
			所得割	2,367,723	98.3	2,296,014	97.0	2,595,004	113.0	2,485,572	95.8	2,578,980	103.8
			計	2,453,188	98.3	2,378,553	97.0	2,678,613	112.6	2,569,831	95.9	2,650,510	103.1
		特別徴収	均等割	256,237	101.3	257,456	100.5	257,861	100.2	259,184	100.5	229,194	88.4
			所得割	8,835,779	100.9	8,625,841	97.6	8,687,621	100.7	8,893,022	102.4	8,442,736	94.9
			計	9,092,016	100.9	8,883,296	97.7	8,945,482	100.7	9,152,206	102.3	8,671,930	94.8
	人	計	均等割	341,701	100.5	339,994	99.5	341,470	100.4	343,443	100.6	300,724	87.6
			所得割	11,203,502	100.4	10,921,855	97.5	11,282,625	103.3	11,378,594	100.9	11,021,716	96.9
			計	11,545,203	100.4	11,261,849	97.5	11,624,095	103.2	11,722,037	100.8	11,322,440	96.6
			分離課税 (退職所得)	110,919	106.2	88,732	80.0	97,715	110.1	132,229	135.3	103,076	78.0
法 人	均等割	583,503	95.6	590,234	101.2	610,740	103.5	610,827	100.0	627,886	102.8		
	法人税割	1,500,037	74.4	1,188,808	79.3	1,288,108	108.4	1,158,885	90.0	1,511,123	130.4		
	計	2,083,540	79.4	1,779,042	85.4	1,898,848	106.7	1,769,712	93.2	2,139,009	120.9		
合 計			13,739,663	96.5	13,129,623	95.6	13,620,658	103.7	13,623,978	100.0	13,564,525	99.6	

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

(6) 市民税年度別調定額(現年課税分)に関する調の推移(平成7年度以降)

調定額 (億円)



2 固定資産税

(1) 土地の決定価格等に関する調（法定免税点以上のもの）

年 度		令 和 4 年 度				令 和 5 年 度					
区 分 地 目	地 積	決定価格	単 位 地 積	課税標準額	地 積	決定価格	単 位 地 積	課税標準額			
	(イ) (㎡)	(ロ) (千円)	(ハ) (円)	(ニ) (千円)	(イ) (㎡)	(ロ) (千円)	(ハ) (円)	(ニ) (千円)			
田	一 般 田	4,849,697	503,723	124	503,723	4,816,641	500,319	124	500,319		
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介在田・市街化区域田	140,713	6,865,991	79,522	2,390,886	143,046	6,820,454	79,122	2,270,681		
畑	一 般 畑	16,728,925	1,030,534	90	1,030,534	16,687,874	1,028,055	90	1,028,055		
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0	0	0		
	介在畑・市街化区域畑	514,717	21,488,515	131,657	7,959,928	536,809	21,968,373	131,657	7,955,585		
宅 地	小規模住宅用地	10,682,202	662,765,487	482,090	110,447,640	10,755,092	661,184,284	482,090	110,190,920		
	一 般 住 宅 用 地	3,134,400	152,262,515	261,800	50,745,910	3,125,505	149,906,520	277,442	49,963,994		
	商業地等(非住宅用地)	4,805,448	272,800,341	600,635	184,621,760	4,800,640	269,661,172	600,635	182,751,205		
	小 計	18,622,050	1,087,828,343	600,635	345,815,310	18,681,237	1,080,751,976	600,635	342,906,119		
塩 田											
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0	0	0		
池 沼		2,792	2,047	3,650	1,472	2,792	2,008	3,575	1,445		
山 林	一 般 山 林	14,743,768	555,942	215	555,939	14,746,722	556,095	215	556,095		
	介 在 山 林	174,586	387,921	47,700	270,224	173,150	387,946	47,700	270,242		
牧 場		40,597	2,192	54	2,192	40,597	2,192	54	2,192		
原 野		2,285,913	49,289	296	49,068	2,285,836	49,283	296	49,062		
雑 種 地	ゴ ル フ 場	216,988	582,554	2,700	385,759	216,988	582,554	2,700	385,759		
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0	0	0		
種 地	鉄 軌 道 用 地	単体利用	1,241,584	21,083,345	70,800	14,135,667	1,241,585	20,960,358	70,800	14,060,407	
		複 合 利 用	小規模住宅用 地	0	0	0	0	0	0	0	0
			一般住宅用地	0	0	0	0	0	0	0	0
			住宅用地以外	20,433	1,334,828	245,450	901,772	20,433	1,330,924	245,450	899,829
	計	20,433	1,334,828	245,450	901,772	20,433	1,330,924	245,450	899,829		
そ の 他 雑 種 地	2,799,635	91,448,016	355,505	62,968,770	2,790,788	90,628,624	355,505	62,552,959			
計		4,278,640	114,448,743	355,505	78,391,968	4,269,794	113,502,460	355,505	77,898,954		
そ の 他											
合 計		62,382,398	1,233,163,240		436,971,244	62,384,498	1,225,569,161		433,438,749		

(各年 1月1日現在)

令和6年度				令和7年度			
地積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位地積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)	地積 (イ) (㎡)	決定価格 (ロ) (千円)	単位地積 当たり最高額 (ハ) (円)	課税標準額 (ニ) (千円)
4,799,778	498,612	124	498,612	4,787,348	497,229	124	497,229
0	0	0	0	0	0	0	0
119,507	5,534,686	77,522	1,888,721	109,347	5,087,713	77,522	1,690,128
16,641,743	1,025,471	90	1,025,471	16,653,647	1,026,387	90	1,026,234
0	0	0	0	0	0	0	0
520,991	21,150,644	133,991	7,690,119	498,012	20,311,455	133,991	7,737,618
10,814,765	664,330,555	490,238	110,707,212	10,867,055	668,205,125	490,238	111,360,637
3,120,807	148,937,268	281,565	49,638,298	3,112,257	148,098,104	281,565	49,361,727
4,874,503	275,134,967	610,979	184,713,558	4,878,833	273,076,669	610,979	183,505,355
18,810,075	1,088,402,790	610,979	345,059,068	18,858,145	1,089,379,898	610,979	344,227,719
0	0	0	0	0	0	0	0
2,792	2,000	3,560	1,439	2,792	2,000	3,560	1,439
14,757,650	556,695	215	556,695	14,768,027	557,146	215	557,146
174,046	381,894	48,100	264,384	173,224	381,541	48,100	264,136
40,597	2,192	54	2,192	40,597	2,192	54	2,192
2,286,960	49,307	296	49,086	2,277,103	49,110	296	48,888
216,988	593,403	2,750	388,243	216,988	593,403	2,750	388,243
0	0	0	0	0	0	0	0
1,242,641	21,158,362	72,200	14,050,904	1,241,492	21,121,749	72,200	14,025,274
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
19,583	1,307,981	252,550	871,772	20,732	1,352,868	252,550	903,194
19,583	1,307,981	252,550	871,772	20,732	1,352,868	252,550	903,194
2,714,436	87,391,667	582,068	60,106,712	2,709,202	88,118,137	360,743	60,700,154
4,193,648	110,451,413	582,068	75,417,631	4,188,414	111,186,157	360,743	76,016,865
62,347,787	1,228,055,704		432,453,418	62,356,656	1,228,480,828		432,069,594

(2) 土地に関する概要調書(総括表)

区 分 地 目		地 積				決 定			
		非課税 地 積 (イ) (㎡)	評価総 地 積 (ロ) (㎡)	法定免税点 未満のもの (口)-(ニ) (ハ) (㎡)	法定免税点 以上のもの (ニ) (㎡)	総 額 (ホ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ホ)-(ト) (ヘ) (千円)		
田	一 般 田	10,698	5,203,016	415,668	4,787,348	540,710	43,481		
	勸 告 遊 休 田	0	0	0	0	0	0		
	介在田・市街化区域田	1,953	109,401	54	109,347	5,089,316	1,603		
畑	一 般 畑	207,880	17,770,429	1,116,782	16,653,647	1,095,680	69,293		
	勸 告 遊 休 畑	0	0	0	0	0	0		
	介在畑・市街化区域畑	7,435	498,258	246	498,012	20,314,154	2,699		
宅 地	小規模住宅用地		10,876,822	9,767	10,867,055	668,553,630	348,505		
	一 般 住 宅 用 地		3,113,396	1,139	3,112,257	148,132,072	33,968		
	商業地等(非住宅用地)		4,879,904	1,071	4,878,833	273,083,908	7,239		
	小 計	1,270,407	18,870,122	11,977	18,858,145	1,089,769,610	389,712		
塩 田		0							
鉱 泉 地		0	0	0	0	0	0		
池 沼		7,996	3,234	442	2,792	2,027	27		
山林	一 般 山 林	1,998,283	16,141,670	1,373,643	14,768,027	609,038	51,892		
	介 在 山 林	59,871	185,326	12,102	173,224	385,112	3,571		
牧 場		0	40,597	0	40,597	2,192	0		
原 野		10,679,532	2,554,770	277,667	2,277,103	54,739	5,629		
雑 種 地	ゴ ル フ 場	687,489	216,988	0	216,988	593,403	0		
	遊 園 地	0	0	0	0	0	0		
	鉄 軌 道 用 地	単体利用	42,145	1,241,492	0	1,241,492	21,121,749	0	
		複 合 利 用	小規模住宅用地		0	0	0	0	0
			一般住宅用地		0	0	0	0	0
			住宅用地以外		20,732	0	20,732	1,352,868	0
	計	0	20,732	0	20,732	1,352,868	0		
そ の 他 雑 種 地	1,560,566	2,743,411	34,209	2,709,202	88,226,979	108,842			
計	2,290,200	4,222,623	34,209	4,188,414	111,294,999	108,842			
そ の 他		22,953,273							
合 計		39,487,528	65,599,446	3,242,790	62,356,656	1,229,157,577	676,749		

(令和7年1月1日現在)

総数(人)	法定免税点未満のもの(人)	法定免税点以上のもの(人)
56,553	3,779	52,774

価 格		筆 数				単位当たり価格	
法定免税点 以上のもの (ト) (千円)	(ト)に係る 課税標準額 (チ) (千円)	非課税 地筆数 (リ) (筆)	評 価 総筆数 (ヌ) (筆)	法定免税点 未満のもの (ス) - (ソ) (ル) (筆)	法定免税点 以上のもの (セ) (筆)	平均価格 (ホ) / (ロ) (ツ) (円)	最高価格 (カ) (円)
497,229	497,229	73	9,250	861	8,389	104	124
0	0	0	0	0	0	0	0
5,087,713	1,690,128	15	290	4	286	46,520	77,522
1,026,387	1,026,234	457	29,273	2,354	26,919	62	90
0	0	0	0	0	0	0	0
20,311,455	7,737,618	40	2,064	13	2,051	40,770	133,991
668,205,125	111,360,637		81,732	676	81,056	61,466	490,238
148,098,104	49,361,727		30,022	221	29,801	47,579	281,565
273,076,669	183,505,355		13,610	47	13,563	55,961	610,979
1,089,379,898	344,227,719	2,005	125,364	944	124,420	57,751	610,979
		0					
0	0	0	0	0	0	0	0
2,000	1,439	15	9	2	7	627	3,560
557,146	557,146	377	12,068	1,655	10,413	38	215
381,541	264,136	80	552	53	499	2,078	48,100
2,192	2,192	0	54	0	54	54	54
49,110	48,888	266	872	186	686	21	296
593,403	388,243	5	55	0	55	2,735	2,750
0	0	0	0	0	0	0	0
21,121,749	14,025,274	299	3,197	0	3,197	17,013	72,200
0	0		0	0	0	0	0
0	0		0	0	0	0	0
1,352,868	903,194		42	0	42	65,255	252,550
1,352,868	903,194	0	42	0	42	65,255	252,550
88,118,137	60,700,154	2,693	11,476	893	10,583	32,160	360,743
111,186,157	76,016,865	2,997	14,770	893	13,877	26,357	360,743
		78,725					
1,228,480,828	432,069,594	85,050	194,566	6,965	187,601	18,737	

(3) 宅地介在農地等に関する調

区 分	地 積			決 定 価 格				
	評 価 総地積 (㎡)	法定免税点 未満のもの (㎡)	法定免税点 以上のもの (㎡)	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)		
介 在 田	6,976	0	6,976	196,635	0	196,635		
介 在 畑	94,360	174	94,186	3,003,849	1,375	3,002,474		
宅地介在山林	185,326	12,102	173,224	385,112	3,571	381,541		
農地介在山林	0	0	0	0	0	0		
市 街 区 農 地 化 農 地 通 常 化 農 地	田	特定市農 (平30以前参入分)	94,022	54	93,968	4,476,592	1,603	4,474,989
		特定市農 (令1以後参入分)	8,403	0	8,403	416,089	0	416,089
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
		小 計	102,425	54	102,371	4,892,681	1,603	4,891,078
	畑	特定市農 (平30以前参入分)	385,884	72	385,812	16,540,084	1,324	16,538,760
		特定市農 (令1以後参入分)	18,014	0	18,014	770,221	0	770,221
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
		小 計	403,898	72	403,826	17,310,305	1,324	17,308,981
	計	特定市農 (平30以前参入分)	479,906	126	479,780	21,016,676	2,927	21,013,749
		特定市農 (令1以後参入分)	26,417	0	26,417	1,186,310	0	1,186,310
		上 記 以 外	0	0	0	0	0	0
		計	506,323	126	506,197	22,202,986	2,927	22,200,059

(令和7年1月1日現在)

単位当たり 最高価格 (円/㎡)	課 税 標 準 額			筆 数		
	総 額 (千円)	法定免税点 未満のもの (千円)	法定免税点 以上のもの (千円)	総 数 (筆)	法定免税点 未満のもの (筆)	法定免税点 以上のもの (筆)
71,318	137,351	0	137,351	29	0	29
102,900	2,088,377	962	2,087,415	420	7	413
48,100	266,636	2,500	264,136	552	53	499
0	0	0	0	0	0	0
77,522	1,492,198	535	1,491,663	240	4	236
61,770	61,114	0	61,114	21	0	21
0	0	0	0	0	0	0
77,522	1,553,312	535	1,552,777	261	4	257
133,991	5,513,361	442	5,512,919	1,595	6	1,589
74,860	137,284	0	137,284	49	0	49
0	0	0	0	0	0	0
133,991	5,650,645	442	5,650,203	1,644	6	1,638
133,991	7,005,559	977	7,004,582	1,835	10	1,825
74,860	198,398	0	198,398	70	0	70
0	0	0	0	0	0	0
133,991	7,203,957	977	7,202,980	1,905	10	1,895

(4) 宅地に関する調(法定免税点以上のもの)

(令和7年1月1日現在)

		納税義務者数 (人)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)	最高価格地の所在地番	課税標準額 (千円)	筆数 (筆)	単位当たり 最高価格 (円/㎡)
商業地区	繁 華 街	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅰ	0	0	0	-	0	0	0
	高度商業地区Ⅱ	123	45,436	16,190,505	栄町2丁目554番13	9,955,540	310	610,979
	普通商業地区	1,070	752,084	71,381,114	城山1丁目450番9	37,609,314	2,166	256,348
	計	1,193	797,520	87,571,619		47,564,854	2,476	610,979
住宅地区	併用住宅地区	3,247	1,316,103	105,198,820	城山1丁目575番1	43,441,574	6,409	168,219
	高級住宅地区	133	65,742	5,919,775	南町3丁目724番13	1,588,748	222	122,267
	普通住宅地区	40,508	11,582,366	745,854,093	城山1丁目578番1	184,937,770	67,688	139,944
	計	43,888	12,964,211	856,972,688		229,968,092	74,319	168,219
工業地区	大工場地区	127	1,504,069	54,500,334	国府津2880番6	35,154,974	863	56,284
	中小工場地区	253	280,733	12,322,269	前川152番1	7,054,382	554	98,260
	家内工業地区	0	0	0	-	0	0	0
	計	380	1,784,802	66,822,603		42,209,356	1,417	98,260
村落地区	集 団 地 区	0	0	0	-	0	0	0
	村 落 地 区	6,870	3,242,866	77,798,808	荻窪487番3	24,356,922	12,849	67,500
	計	6,870	3,242,866	77,798,808		24,356,922	12,849	67,500
観 光 地 区	0	0	0	-	0	0	0	
農業用施設の用に 供する宅地	213	66,142	206,209	曾比326番(01)	123,712	357	6,207	
生産緑地地区内 の宅地	5	2,604	7,971	曾比2258番1	4,783	9	3,061	
合 計	52,549	18,858,145	1,089,379,898		344,227,719	91,427	610,979	

(5) 土地に係る負担調整措置等による軽減額に関する調

(令和7年1月1日現在)

区 分	評価総地積 (イ) (㎡)	決 定 価 格			軽 減 額				提示平均 価額 (ウ) (円)
		総 額 (ロ) (千円)	法定免税点 未満のもの (ウ)-(ニ) (ハ) (千円)	法定免税点 以上のもの (ニ) (千円)	課税標準額の 特例によるもの (ホ)	負担調整措置 によるもの (ヘ)	特定市街化区域 農地に係るもの (ト)	合 計 (ハ)+(ホ)+(ヘ)+(ト) (チ) (千円)	
一 般 田	5,203,016	540,710	43,481	497,229	0	0		43,481	103,928
一 般 畑	17,770,429	1,095,680	69,293	1,026,387	153	0		69,446	61,659
宅 地 (宅地A・Bを除く)	18,800,420	1,089,552,495	386,777	1,089,165,718	655,406,640	89,659,850		745,453,267	58,083
一 般 山 林	16,141,670	609,038	51,892	557,146	0	0		51,892	37,728
小 計	57,915,535	1,091,797,923	551,443	1,091,246,480	655,406,793	89,659,850		745,618,086	
宅地A(農業用施設用 地・農地+造成費)	67,098	209,144	2,935	206,209	0	82,501		85,436	
宅地B(生産緑地区内の 宅地・農地等+造成費)	2,604	7,971	0	7,971	0	3,188		3,188	
上記以外の 地目の計	7,614,209	137,142,539	122,371	137,020,168	539,104	35,722,721	14,997,077	51,381,273	
小 計	7,683,911	137,359,654	125,306	137,234,348	539,104	35,808,410	14,997,077	51,469,897	
合 計	65,599,446	1,229,157,577	676,749	1,228,480,828	655,945,897	125,468,260	14,997,077	797,087,983	

(注)提示平均価額は、宅地(宅地A・Bを除く)にあつては1㎡当たり、一般田、一般畑及び一般山林にあつては1,000㎡当たりの価額である。

(6) 家屋に関する概要調書(総括表)

(令和7年1月1日現在)

区 分		納税義務者 数 (人)	棟 数	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり 価 格 (円)
木 造	総 数		61,127	6,469,376	185,720,127	28,708
	法定免税点未満のもの		3,152	97,404	172,342	1,769
	法定免税点以上のもの		57,975	6,371,972	185,547,785	29,119
木 造 以 外	総 数		15,993	5,456,088	284,086,927	52,068
	法定免税点未満のもの		169	3,114	16,920	5,434
	法定免税点以上のもの		15,824	5,452,974	284,070,007	52,095
計	総 数	61,919	77,120	11,925,464	469,807,054	39,395
	法定免税点未満のもの	2,581	3,321	100,518	189,262	1,883
	法定免税点以上のもの	59,338	73,799	11,824,946	469,617,792	39,714
非 課 税 家 屋			857	512,325		

(7) 木造家屋に関する調

区 分 家屋の種類	棟 数			床 面 積		
	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの
	(イ)	(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ニ) (㎡)	(ホ) (㎡)	(ニ)-(ホ) (ヘ) (㎡)
戸 建 形 式 住 宅	46,181	737	45,444	5,186,631	32,737	5,153,894
集 合 形 式 住 宅	2,310	1	2,309	513,287	98	513,189
併 用 住 宅	住 宅 部 分 1	2,074	50	2,024	1,927	189,514
	その他の用の部分 2	2,074	50	2,024	1,206	94,547
	計(棟数については 1の数値を記入)	2,074	50	2,024	287,194	3,133
旅 館 ・ ホ テ ル	46	0	46	6,475	0	6,475
事 務 所 ・ 店 舗	764	33	731	83,474	666	82,808
劇 場 ・ 病 院	62	0	62	13,757	0	13,757
工 場 ・ 倉 庫	935	120	815	78,294	6,307	71,987
附 属 家	8,755	2,211	6,544	300,264	54,463	245,801
合 計	61,127	3,152	57,975	6,469,376	97,404	6,371,972

(参考)

実際免税点の額
200,000円

(令和7年1月1日現在)

決 定 価 格			単 位 当 たり 価 格		
総 額	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	(ト) / (ニ)	(チ) / (ホ)	(リ) / (ヘ)
(ト)	(チ)	(ト)-(チ) (リ)	(ヌ)	(ル)	(ヲ)
(千円)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)
159,026,059	70,340	158,955,719	30,661	2,149	30,842
17,498,140	133	17,498,007	34,090	1,357	34,097
3,366,311	4,346	3,361,965	17,584	2,255	17,740
1,483,933	2,890	1,481,043	15,498	2,396	15,665
4,850,244	7,236	4,843,008	16,888	2,310	17,049
107,212	0	107,212	16,558	0	16,558
1,831,482	3,382	1,828,100	21,941	5,078	22,076
570,288	0	570,288	41,454	0	41,454
481,553	11,290	470,263	6,151	1,790	6,533
1,355,149	79,961	1,275,188	4,513	1,468	5,188
185,720,127	172,342	185,547,785	28,708	1,769	29,119

(8) 木造以外の家屋に関する調

家屋の種類	区 分 構造別	棟 数					
		総 数		法定免税点未満のもの		法定免税点以上のもの	
		棟 数 (イ)	主たる用途以外の棟数	棟 数 (ロ)	主たる用途以外の棟数	棟 数 (ハ)	主たる用途以外の棟数
事務所・店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造	25	11	0	0	25	11
	鉄筋コンクリート造	284	191	0	0	284	191
	鉄 骨 造	1,037	611	0	0	1,037	611
	軽 量 鉄 骨 造	252	143	1	1	251	142
	れんが造・コンクリートブロック造	17	2	0	0	17	2
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	1,615	958	1	1	1,614	957
住宅用建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	26	4	0	0	26	4
	鉄筋コンクリート造	1,137	66	0	0	1,137	66
	鉄 骨 造	1,366	199	0	0	1,366	199
	軽 量 鉄 骨 造	6,445	15	4	0	6,441	15
	れんが造・コンクリートブロック造	66	6	0	0	66	6
	そ の 他	1	0	0	0	1	0
	計	9,041	290	4	0	9,037	290
病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	4	0	0	0	4	0
	鉄筋コンクリート造	56	18	0	0	56	18
	鉄 骨 造	51	17	0	0	51	17
	軽 量 鉄 骨 造	13	7	0	0	13	7
	れんが造・コンクリートブロック造	1	0	0	0	1	0
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	125	42	0	0	125	42
工場・倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造	13	1	0	0	13	1
	鉄筋コンクリート造	178	21	0	0	178	21
	鉄 骨 造	946	98	0	0	946	98
	軽 量 鉄 骨 造	401	19	10	0	391	19
	れんが造・コンクリートブロック造	178	7	10	0	168	7
	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計	1,716	146	20	0	1,696	146
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	3	1	0	0	3	1
	鉄筋コンクリート造	928	52	14	0	914	52
	鉄 骨 造	533	113	6	0	527	113
	軽 量 鉄 骨 造	1,095	31	60	0	1,035	31
	れんが造・コンクリートブロック造	926	9	64	0	862	9
	そ の 他	11	0	0	0	11	0
	計	3,496	206	144	0	3,352	206
合計	鉄骨鉄筋コンクリート造	71	17	0	0	71	17
	鉄筋コンクリート造	2,583	348	14	0	2,569	348
	鉄 骨 造	3,933	1,038	6	0	3,927	1,038
	軽 量 鉄 骨 造	8,206	215	75	1	8,131	214
	れんが造・コンクリートブロック造	1,188	24	74	0	1,114	24
	そ の 他	12	0	0	0	12	0
	計	15,993	1,642	169	1	15,824	1,641

(令和7年1月1日現在)

床面積			決定価格			単位当たり価格		
総数 (ニ)	法定免税点 未満のもの (ホ)	法定免税点 以上のもの (ニ)-(ホ) (ヘ)	総額 (ト)	法定免税点 未満のもの (チ)	法定免税点 以上のもの (ト)-(チ) (リ)	(ト)/(ニ) (ヌ)	(チ)/(ホ) (ル)	(リ)/(ヘ) (ヲ)
(㎡)	(㎡)	(㎡)	(千円)	(千円)	(千円)	(円)	(円)	(円)
198,503	0	198,503	13,793,318	0	13,793,318	69,487	0	69,487
332,829	0	332,829	20,820,650	0	20,820,650	62,557	0	62,557
674,518	0	674,518	39,133,015	0	39,133,015	58,016	0	58,016
33,886	15	33,871	978,861	110	978,751	28,887	7,333	28,896
1,873	0	1,873	37,604	0	37,604	20,077	0	20,077
17	0	17	283	0	283	16,647	0	16,647
1,241,626	15	1,241,611	74,763,731	110	74,763,621	60,214	7,333	60,215
99,779	0	99,779	6,719,575	0	6,719,575	67,345	0	67,345
870,531	0	870,531	60,412,084	0	60,412,084	69,397	0	69,397
365,702	0	365,702	19,244,604	0	19,244,604	52,624	0	52,624
977,019	63	976,956	37,756,435	595	37,755,840	38,645	9,444	38,646
5,832	0	5,832	79,241	0	79,241	13,587	0	13,587
249	0	249	3,551	0	3,551	14,261	0	14,261
2,319,112	63	2,319,049	124,215,490	595	124,214,895	53,562	9,444	53,563
60,025	0	60,025	9,876,910	0	9,876,910	164,547	0	164,547
72,668	0	72,668	5,698,122	0	5,698,122	78,413	0	78,413
40,311	0	40,311	3,868,368	0	3,868,368	95,963	0	95,963
3,909	0	3,909	190,911	0	190,911	48,839	0	48,839
50	0	50	1,298	0	1,298	25,960	0	25,960
0	0	0	0	0	0	0	0	0
176,963	0	176,963	19,635,609	0	19,635,609	110,959	0	110,959
75,026	0	75,026	3,211,128	0	3,211,128	42,800	0	42,800
187,451	0	187,451	4,777,797	0	4,777,797	25,488	0	25,488
1,096,967	0	1,096,967	46,641,468	0	46,641,468	42,519	0	42,519
45,706	296	45,410	506,302	1,324	504,978	11,077	4,473	11,120
9,576	277	9,299	89,924	1,085	88,839	9,391	3,917	9,554
20	0	20	279	0	279	13,950	0	13,950
1,414,746	573	1,414,173	55,226,898	2,409	55,224,489	39,037	4,204	39,051
8,748	4	8,744	1,340,730	128	1,340,602	153,261	32,000	153,317
65,077	206	64,871	3,163,790	2,082	3,161,708	48,616	10,107	48,738
167,637	143	167,494	5,163,821	725	5,163,096	30,804	5,070	30,826
43,850	1,324	42,526	392,316	5,797	386,519	8,947	4,378	9,089
18,030	786	17,244	178,879	5,074	173,805	9,921	6,455	10,079
299	0	299	5,663	0	5,663	18,940	0	18,940
303,641	2,463	301,178	10,245,199	13,806	10,231,393	33,741	5,605	33,971
442,081	4	442,077	34,941,661	128	34,941,533	79,039	32,000	79,039
1,528,556	206	1,528,350	94,872,443	2,082	94,870,361	62,067	10,107	62,074
2,345,135	143	2,344,992	114,051,276	725	114,050,551	48,633	5,070	48,636
1,104,370	1,698	1,102,672	39,824,825	7,826	39,816,999	36,061	4,609	36,110
35,361	1,063	34,298	386,946	6,159	380,787	10,943	5,794	11,102
585	0	585	9,776	0	9,776	16,711	0	16,711
5,456,088	3,114	5,452,974	284,086,927	16,920	284,070,007	52,068	5,434	52,095

(9) 新增分家屋に関する調
＝木造家屋＝

(令和6年1月2日～令和7年1月1日)

家屋の種類	区分	棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(イ) (円)
		総数	うち 増築分	総数(イ) (㎡)	うち 増築分	総額(ロ)		
						(千円)	うち	
新 増 分	戸建形式住宅	588	6	61,801	156	5,580,351	14,038	90,295
	集合形式住宅	24	0	10,992	0	988,968	0	89,972
	併用住宅	8	2	824	19	67,673	2,014	82,127
	旅館・ホテル	0	0	0	0	0	0	0
	事務所・店舗	11	1	1,329	102	93,876	6,967	70,637
	劇場・病院	3	0	1,198	0	115,549	0	96,452
	工場・倉庫	5	0	381	0	21,214	0	55,680
附属家	3	0	108	0	6,772	0	62,704	
合計		642	9	76,633	277	6,874,403	23,019	89,706

＝木造以外の家屋＝

家屋の種類	区分	構造別	棟数		床面積		決定価格		単位当たり 価格 (円)/(イ) (円)	
			総数	うち 増築分	総数(イ) (㎡)	うち 増築分	総額(ロ)			
							(千円)	うち		
新 増 分	事務所・店舗	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	0	0	3,769	0	565,868	0	150,137	
		鉄骨造	9	0	7,496	0	849,045	0	113,266	
		軽量鉄骨造	6	0	867	0	79,292	0	91,456	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
			計	15	0	12,132	0	1,494,205	0	123,162
	戸建形式住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄骨造	1	0	246	0	23,907	0	97,183	
		軽量鉄骨造	38	0	4,420	0	462,371	0	104,609	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
			計	39	0	4,666	0	486,278	0	104,217
	集合形式住宅	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	7	0	36,886	0	5,220,697	0	141,536	
		鉄骨造	4	0	2,461	0	265,572	0	107,912	
		軽量鉄骨造	12	0	3,860	0	428,037	0	110,890	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
			計	23	0	43,207	0	5,914,306	0	136,883
	病院・ホテル	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	0	0	1,852	0	265,247	0	143,222	
		鉄骨造	0	0	0	0	0	0	0	
		軽量鉄骨造	1	0	181	0	20,920	0	115,580	
		れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	0	
			計	1	0	2,033	0	286,167	0	140,761
	工場・倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
		鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0	
鉄骨造		8	0	36,284	0	2,863,045	0	78,907		
軽量鉄骨造		8	0	791	0	38,618	0	48,822		
れんが造・コンクリートブロック造		0	0	0	0	0	0	0		
その他		0	0	0	0	0	0	0		
		計	16	0	37,075	0	2,901,663	0	78,265	
その他	鉄骨鉄筋コンクリート造	0	0	0	0	0	0	0		
	鉄筋コンクリート造	1	0	19	0	1,099	0	57,842		
	鉄骨造	1	0	9	0	600	0	66,667		
	軽量鉄骨造	11	0	215	0	7,904	0	36,763		
	れんが造・コンクリートブロック造	0	0	0	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0	0	0	0		
		計	13	0	243	0	9,603	0	39,519	
合計		107	0	99,356	0	11,092,222	0	111,641		

(10) 減少分家屋に関する調

=木造家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (ロ)/(イ) (円)
	総数	総数 (イ) (m ²)	総額 (ロ) (千円)	
戸建形式住宅	385	36,146	485,374	13,428
集合形式住宅	15	2,562	40,213	15,696
併用住宅	30	2,801	24,107	8,607
旅館・ホテル	1	115	1,581	13,748
事務所・店舗	8	665	8,245	12,398
劇場・病院	0	0	0	0
工場・倉庫	12	780	2,993	3,837
附属家	122	3,429	9,227	2,691
合計	573	46,498	571,740	12,296

=木造以外の家屋=

区分 家屋の種類	棟数	床面積	決定価格	単位当たり 価格 (ロ)/(イ) (円)
	総数	総数 (イ) (m ²)	総額 (ロ) (千円)	
事務所・店舗	11	10,946	445,187	40,671
住宅用建物	38	6,757	194,122	28,729
病院・ホテル	1	547	15,702	28,706
工場・倉庫	18	14,804	326,007	22,022
その他	36	1,915	45,919	23,979
合計	104	34,969	1,026,937	29,367

(11) 家屋の決定価格等に関する調(法定免税点以上のもの)

(各年1月1日現在)

年度	区分	床面積 (イ) (m ²)	決定価格 (ロ) (千円)	単位当たり 評価額 (ロ)/(イ) (円)	課税標準額 (千円)
令和5年度	木造	6,304,470	178,356,665	28,291	178,337,408
	木造以外	5,440,575	282,859,151	51,991	282,181,639
	計	11,745,045	461,215,816	39,269	460,519,047
令和6年度	木造	6,440,094	179,427,894	27,861	179,409,412
	木造以外	5,391,197	273,976,020	50,819	273,432,644
	計	11,831,291	453,403,914	38,322	452,842,056
令和7年度	木造	6,469,376	185,720,127	28,708	185,701,645
	木造以外	5,456,088	284,086,927	52,068	283,649,325
	計	11,925,464	469,807,054	39,395	469,350,970

(12) 軽減税額等に関する調(家屋)

(令和7年1月1日現在)

区 分	減額割合	総 数			令和7年度に新たに軽減			令和7年度で軽減終了		
		個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床面積 (㎡)	軽減税額 (千円)
法第352条の3第1項 震災等代替家屋等	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の6第1項 新築住宅	1/2	1,945	172,960	105,355	554	47,477	30,282	724	65,529	37,007
法附則第15条の6第2項 新築住宅(中高層耐火建築物)	1/2	1,064	71,703	60,616	489	38,412	36,834	194	12,490	9,385
法附則第15条の7第1項 認定長期優良住宅	1/2	1,088	116,281	71,622	243	25,549	16,760	193	20,730	11,776
法附則第15条の7第2項 認定長期優良住宅(中高層耐火建築物)	1/2	33	3,767	2,345	0	0	0	5	558	304
法附則 第15条の8 第1項 市街地 再開発 事業	第1種 住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅(非居住部分)	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第1種 住宅以外	1/4	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅(非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	第2種 住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の8第2項 サービス付き高齢者向け住宅	2/3	12	622	362	0	0	0	12	622	362
法附則 第15条の8 第3項 防災街区 整備事業	住宅(居住部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅(非居住部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則 第15条の8 第4項 高規格堤防 整備事業	住宅(特定居住用部分)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅(非特定居住用部分)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
	住宅以外	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第1項 耐震改修(住宅)	1/2	1	120	18	1	120	18	1	120	18
法附則第15条の9第4項 バリアフリー改修(区分所有以外)	1/3	9	871	112	9	871	112	9	871	112
法附則第15条の9第5項 バリアフリー改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9第9項 省エネ改修(区分所有以外)	1/3	3	357	43	3	357	43	3	357	43
法附則第15条の9第10項 省エネ改修(区分所有)	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:1年目)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第1項 耐震改修(通行障害・認定長期優良住宅化:2年目)	1/2	0	0	0	/	/	/	0	0	0
法附則第15条の9の2第4項 省エネ改修(区分所有以外・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の9の2第5項 省エネ改修(区分所有・認定長期優良住宅化)	2/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の10第1項 耐震改修(住宅以外)	1/2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第15条の11第1項 改修実演芸術公演施設	1/3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法附則第16条の2第10項 平成28年熊本地震 被災代替家屋	1/2	0	0	0	/	/	/	0	0	0
平成30年附則第20条第8項 特定市街化区域農地の貸家住宅	1/2	0	0	0	/	/	/	0	0	0
合 計		4,155	366,681	240,473	1,299	112,786	84,049	1,141	101,277	59,007

(13) 償却資産の価格等に関する調

(令和7年1月1日現在)

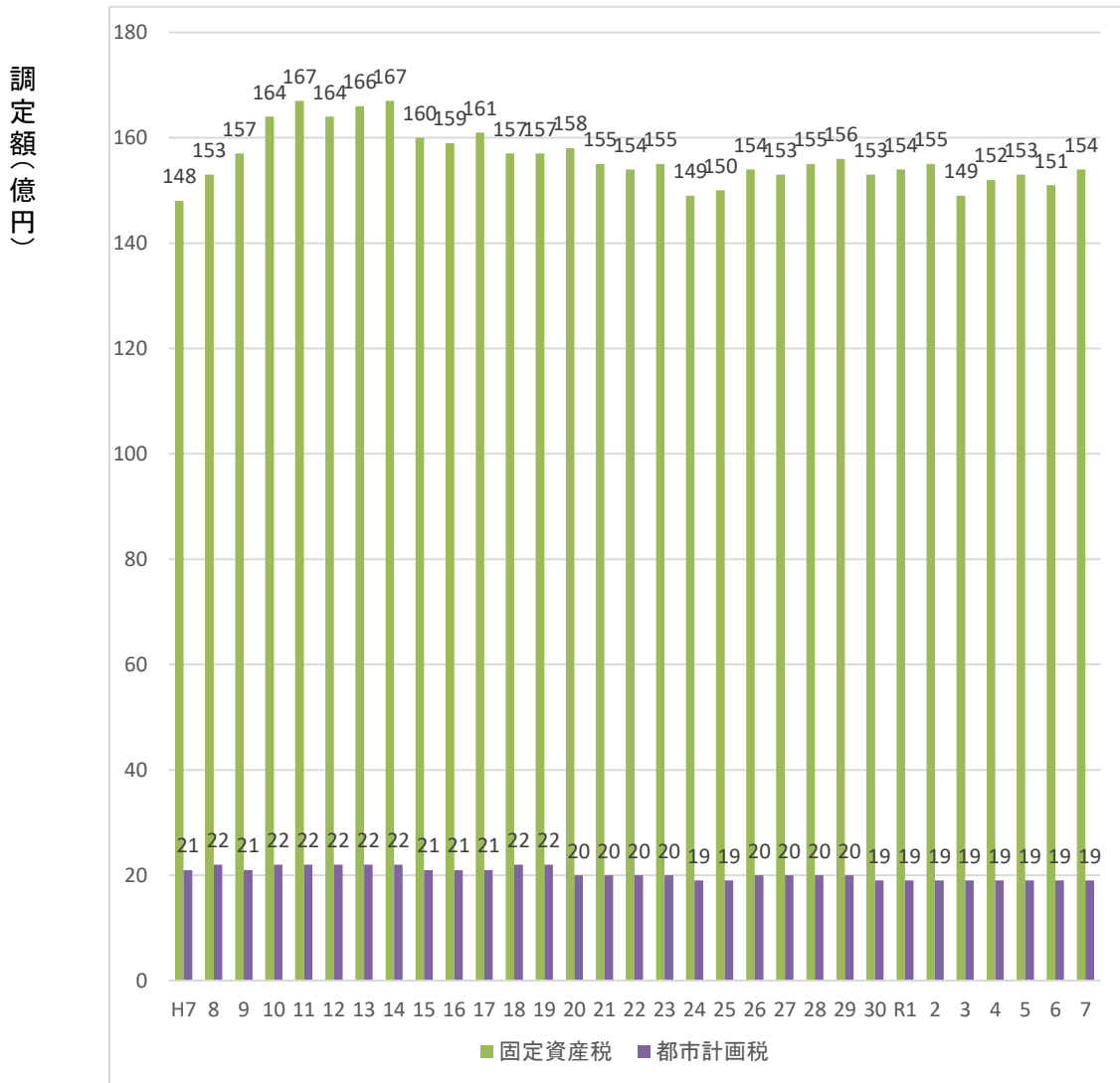
総括表		(法定免税点以上のもの)			
		納税義務者数 2,398人			
種類	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			法第349条の3 又は法附則第15 条の規定の適用 を受けるもの (イ) (千円)	(イ)以外のもの (千円)	
市町 村長 が 価 格 等 を 決 定 し た も の	構 築 物	35,700,783	35,689,664	12,956	35,676,708
	機 械 及 び 装 置	53,425,825	53,146,646	62,439	53,084,207
	船 舶	206,088	107,579	98,509	9,070
	航 空 機	0	0	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	346,318	346,318	0	346,318
	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	21,528,503	21,528,404	99	21,528,305
	調 整 額	0	0		0
	小 計 (ハ)	111,207,517	110,818,611	174,003	110,644,608
法 第 3 8 9 条 関 係	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	98,901,638	97,285,193		
	道府県知事が価格等を 決定し、配分したもの	7,531,664	6,470,199		
	小 計 (ニ)	106,433,302	103,755,392		
法第743条第1項の規定に より道府県知事が価格等を 決定したもの (ホ)		-	-		
合 計 (ハ)+(ニ)+(ホ)		217,640,819	214,574,003		
同 上 内 訳	市町村分の額		214,574,003		
	道府県分の額		-		

(14) 償却資産の課税標準の特例規定を受けるものに関する調

(単位:千円)

区 分 (法定免税点以上のもの)		決定価格	特例率	課税標準額	
法第349条の3	第2項 (取得後5年間)	ガス事業用資産	54,061	1 / 3	18,020
	第2項 (その後5年間)	ガス事業用資産	1,032	2 / 3	688
	第5項	内航船舶	197,018	1 / 2	98,509
	第9項	日本放送協会	22,078	1 / 2	11,039
法附則第15条	第2項 (平成11年3月31日以前取得)	公共の危害防止施設等	1,188	1 / 6	198
	第2項 (平成26年4月1日～平成30年3月31日取得)	公共の危害防止施設等 (産業廃棄物処理施設)	1,681	1 / 3	560
	第2項 (平成30年4月1日～令和2年3月31日取得)	公共の危害防止施設等 (下水道除害設備)	4,692	3 / 4	3,519
	第43項	先端設備等	35,992	1 / 2	17,996
		先端設備等 (賃上げ目標設定事業者)	70,012	1 / 3	23,338
旧第32項	特定事業所内保育施設 (わがまち特例)適用分	271	1 / 2	136	
旧法附則第64条		新型コロナ先端設備等	174,884	0	0

(15) 固定資産税・都市計画税年度別調定額(現年課税分)の推移(平成7年度以降)



3 軽自動車税(種別割)

(1) 年度別当初課税台数及び調定額の推移

車 種		年 度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	前年比(%)	
				(台)	(台)	(台)	(台)		
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下又は0.6kW以下			8,723	8,575	8,322	8,157	98.02	
	特定小型(0.6kW以下)					27	52	192.59	
	90cc以下又は0.8kW以下			810	825	825	844	102.30	
	125cc以下又は1.0kW以下			3,113	3,283	3,430	3,519	102.59	
	ミニカー			220	223	236	238	100.85	
	小 計			12,866	12,906	12,840	12,810	99.77	
軽 自 動 車	一 般	2 輪 車		2,930	3,026	3,140	3,183	101.37	
		3 輪 車	新 税 率	旧税率	0	0	0	0	-
	軽課なし			0	0	0	0	-	
	75%減			0	0	0	0	-	
	50%減			0	0	0	0	-	
	25%減			0	0	0	0	-	
	重課		1	1	1	1	100.00		
	乗 用	営 業 用	旧税率	0	0	3	6	200.00	
			軽課なし	3	3	3	7	233.33	
			75%減	0	0	1	0	0.00	
			50%減	0	0	0	0	-	
	4 輪 車	乗 用	自 家 用	25%減	0	0	0	0	-
				重課	0	1	7	10	142.86
				旧税率	10,384	8,883	7,417	5,927	79.91
				軽課なし	12,578	14,130	15,717	17,395	110.68
		貨 物	自 家 用	75%減	0	93	89	61	68.54
				50%減	0	0	0	0	-
				25%減	0	0	0	0	-
				重課	7,120	7,371	7,555	7,742	102.48
				旧税率	114	99	89	61	68.54
				軽課なし	238	292	330	350	106.06
	貨 物	営 業 用	75%減	0	1	9	1	11.11	
			50%減	0	0	0	0	-	
			25%減	0	0	0	0	-	
			重課	62	75	75	93	124.00	
		自 家 用	旧税率	2,549	2,049	1,643	1,177	71.64	
			軽課なし	3,671	4,173	4,610	4,996	108.37	
			75%減	3	0	0	12	-	
			50%減	0	0	0	0	-	
	貨 物	自 家 用	25%減	0	0	0	0	-	
重課			3,248	3,341	3,323	3,362	101.17		
小 計			42,901	43,538	44,012	44,384	100.85		
小 型 特 殊 自 動 車	農 耕 作 業 用		714	726	739	749	101.35		
	特 殊 作 業 用		378	372	369	381	103.25		
	小 計		1,092	1,098	1,108	1,130	101.99		
2 輪 の 小 型 自 動 車			2,576	2,688	2,733	2,811	102.85		
合 計			59,435	60,230	60,693	61,135	100.73		
当 初 調 定 額			409,348 千円	421,247 千円	431,480 千円	442,377 千円	102.53		

※非課税、課税保留及び減免車両を除く。

※従前の「軽自動車税」は、令和元年10月1日から「軽自動車税(種別割)」に名称変更された。

(2) 令和7年度軽自動車税(種別割)課税状況

(令和7年4月1日現在)

区 分 車 種		賦課期日現在台数			非課税台数 (官公署分) (D)	減免台数 (E)	差引台数 (F) =(C)-(D)-(E)	税率 (円)	調定額 (千円)			
		一般 (A)	官公署(B)	計(C)=(A)+(B)								
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下又は0.6kW以下	8,167	23	8,190	23	10	8,157	2,000	16,314			
	特定小型(0.6kW以下)	52	0	52	0	0	52	2,000	104			
	90cc以下又は0.8kW以下	847	5	852	5	3	844	2,000	1,688			
	125cc以下又は1.0kW以下	3,523	40	3,563	40	4	3,519	2,400	8,445			
	ミニカー	238	0	238	0	0	238	3,700	881			
	小 計	12,827	68	12,895	68	17	12,810		27,432			
軽 自 動 車	2 輪 車		3,184	0	3,184	0	1	3,183	3,600	11,459		
		3 輪 車	旧税率	0	0	0	0	0	0	3,100	0	
	軽課なし		0	0	0	0	0	0	3,900	0		
	新税率		75%減	0	0	0	0	0	0	1,000	0	
			50%減	0	0	0	0	0	0	2,000	0	
			25%減	0	0	0	0	0	0	3,000	0	
	重課		1	0	1	0	0	1	4,600	5		
	乗 用	旧税率	7	0	7	0	1	6	5,500	33		
		軽課なし	7	0	7	0	0	7	6,900	48		
		新税率	75%減	0	0	0	0	0	0	1,800	0	
			50%減	0	0	0	0	0	0	3,500	0	
			25%減	0	0	0	0	0	0	5,200	0	
			重課	10	0	10	0	0	10	8,200	82	
		旧税率	6,048	3	6,051	3	121	5,927	7,200	42,674		
		自 家 用	軽課なし	17,747	8	17,755	8	352	17,395	10,800	187,865	
			新税率	75%減	61	0	61	0	0	61	2,700	165
				50%減	0	0	0	0	0	0	5,400	0
	25%減			0	0	0	0	0	0	8,100	0	
	重課			7,901	2	7,903	2	159	7,742	12,900	99,872	
	4 輪 車	旧税率	62	0	62	0	1	61	3,000	183		
		新税率	軽課なし	357	0	357	0	7	350	3,800	1,330	
			75%減	1	0	1	0	0	1	1,000	1	
			50%減	0	0	0	0	0	0	1,900	0	
			25%減	0	0	0	0	0	0	2,900	0	
		重課	93	0	93	0	0	93	4,500	418		
		貨 物	旧税率	1,189	6	1,195	6	12	1,177	4,000	4,708	
			軽課なし	5,038	32	5,070	32	42	4,996	5,000	24,980	
			新税率	75%減	12	0	12	0	0	12	1,300	16
				50%減	0	0	0	0	0	0	2,500	0
	25%減			0	0	0	0	0	0	3,800	0	
重課	3,397	14		3,411	14	35	3,362	6,000	20,172			
小 計	45,115	65	45,180	65	731	44,384		394,011				
自 動 車 特 殊	農 耕 作 業 用	749	0	749	0	0	749	2,400	1,798			
	特 殊 作 業 用	381	2	383	2	0	381	5,900	2,248			
	小 計	1,130	2	1,132	2	0	1,130		4,046			
2 輪 の 小 型 自 動 車		2,813	15	2,828	15	2	2,811	6,000	16,866			
合 計		61,885	150	62,035	150	750	61,135		442,355			

※課税保留を除く。

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

4 市たばこ税

(1) 年度別種類別の売渡本数及び税額

内 訳 年 度	種 別	本 数					税 額 (円)	前年比 (%)	備 考
		売渡本数 (ア)	課税免除 (イ)	返還控除 (ウ)	差引 (ア)-(イ)-(ウ)	前年比 (%)			
平成30年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	228,642,801	0	1,239,273	227,403,528	94.94	1,233,517,201	97.87	税率改正(H30年4月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	7,962,260	0	21,940	7,940,320	78.08	31,179,722	92.80	税率改正(H30年10月から)
	手持ち品課税(一般品目)	11,822,299	0	0	11,822,299	—	5,083,537	—	平成30年度増税分 430円/1,000本
	手持ち品課税(旧3級品)	262,402	0	0	262,402	—	169,217	—	平成30年度増税分 645円/1,000本
	計	248,689,762	0	1,261,213	247,428,549	98.98	1,269,949,677	98.14	
令和元年度	旧3級品の紙巻たばこ を除く製造たばこ	222,673,433	0	1,213,818	221,459,615	97.39	1,260,548,106	102.19	
	旧3級品の紙巻たばこ	4,217,600	0	46,720	4,170,880	52.53	16,641,898	53.37	税率改正(R元年10月から)
	手持ち品課税(旧3級品)	79,000	0	0	79,000	—	133,642	—	令和元年度増税分 1,692円/1,000本
	計	226,970,033	0	1,260,538	225,709,495	91.22	1,277,323,646	100.58	
令和2年度	製造たばこ	212,252,054	0	1,274,382	210,977,672	95.27	1,235,291,723	98.00	税率改正(R2年10月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	/	/	/	/	/	/	/	旧3級品の特例税率廃止
	手持ち品課税	10,035,505	0	0	10,035,505	—	4,315,222	—	令和2年度増税分 430円/1,000本
	手持ち品課税(旧3級品)	/	/	/	/	/	/	/	旧3級品の特例税率廃止
	計	222,287,559	0	1,274,382	221,013,177	97.92	1,239,606,945	97.05	
令和3年度	製造たばこ	211,291,412	0	1,347,061	209,944,351	99.51	1,319,900,279	106.85	税率改正(R3年10月から)
	旧3級品の紙巻たばこ	/	/	/	/	/	/	/	
	手持ち品課税	10,857,939	0	0	10,857,939	—	4,668,867	—	令和3年度増税分 430円/1,000本
	手持ち品課税(旧3級品)	/	/	/	/	/	/	/	
	計	222,149,351	0	1,347,061	220,802,290	99.90	1,324,569,146	106.85	
令和4年度	製造たばこ	215,768,738	0	1,277,498	214,491,240	102.17	1,405,346,588	106.47	
	旧3級品の紙巻たばこ	/	/	/	/	/	/	/	
	手持ち品課税	8,600	0	0	8,600	—	3,698	—	
	手持ち品課税(旧3級品)	/	/	/	/	/	/	/	
	計	215,777,338	0	1,277,498	214,499,840	97.15	1,405,350,286	106.10	
令和5年度	製造たばこ	217,963,304	0	783,552	217,179,752	101.25	1,422,961,714	101.25	
	旧3級品の紙巻たばこ	/	/	/	/	/	/	/	
	手持ち品課税	0	0	0	0	—	0	—	
	手持ち品課税(旧3級品)	/	/	/	/	/	/	/	
	計	217,963,304	0	783,552	217,179,752	101.25	1,422,961,714	101.25	
令和6年度	製造たばこ	216,250,956	0	997,072	215,253,884	99.11	1,410,343,428	99.11	
	旧3級品の紙巻たばこ	/	/	/	/	/	/	/	
	手持ち品課税	0	0	0	0	—	0	—	
	手持ち品課税(旧3級品)	/	/	/	/	/	/	/	
	計	216,250,956	0	997,072	215,253,884	99.11	1,410,343,428	99.11	

5 入湯税

(1) 課税対象入湯客数に関する調

税率:1人1日につき 150円(宿泊を伴う者)
100円(日帰りの者)

(2) 年度別調定額に関する調

(単位:人・円)

	入湯客数	課税対象者 (上段: 宿泊) (下段: 日帰り)	調定額 (上段: 宿泊) (下段: 日帰り)	前年度比較	
				調定額	
				増減額	前年比(%)
平成25年度	307,055	83,223	12,483,450	△ 79,950	99.36
		13,331	1,333,100	△ 233,500	85.10
令和4年度	375,439	172,455	25,868,250	9,335,700	156.47
		38,240	3,824,000	415,600	112.19
令和5年度	412,338	183,343	27,501,450	1,633,200	106.31
		40,189	4,018,900	194,900	105.10
令和6年度	427,046	189,048	28,357,200	855,750	103.11
		39,220	3,922,000	△ 96,900	97.59

(3) 特別徴収義務者数:6施設(令和7年4月1日現在)

※ ただし、1施設は入湯税が課税免除となる料金設定である。

(4) 入湯税の使途

入湯税は目的税であり、令和6年度は観光振興及び観光施設の整備に充てられた。

6 都市計画税

(令和7年1月1日現在)

(1) 都市計画区域及び課税区域に関する調

(単位:千㎡)

区 分	面 積	市街化 区 域 (イ)	市街化 調整区域 (ロ)	その他 (ハ)	計 (イ)+(ロ)+(ハ)	都市計画 事業の認 可の有無
課税区域 の面積		18,580	0	0	18,580	
都市計画 区域の面積	113,600	28,220	85,580	0	113,800	有

(2) 納税義務者に関する調

(単位:人)

区 分	土 地	家 屋	実 数
総 数 (イ)	46,742	53,463	66,531
法定免税点未満のもの (ロ)	1,105	1,409	2,151
法定免税点以上のもの (イ)-(ロ)	45,637	52,054	64,380

(3) 地積及び床面積等に関する調(法定免税点以上のもの)

区 分	土 地 の 地 積 (千㎡)				家 屋 の 床 面 積 (㎡)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	15,359	2,183	17,542	982	18,524	5,339,531	4,964,792	10,304,323

区 分	土 地 の 筆 数 (筆)				家 屋 の 棟 数 (棟)			
	宅 地 等			農 地	計	木造家屋	木造以外 の家屋	計
	宅 地	その他	小 計					
市街化区域	77,978	9,415	87,393	2,877	90,270	47,672	13,647	61,319

(4) 決定価格及び課税標準額に関する調(法定免税点以上のもの)

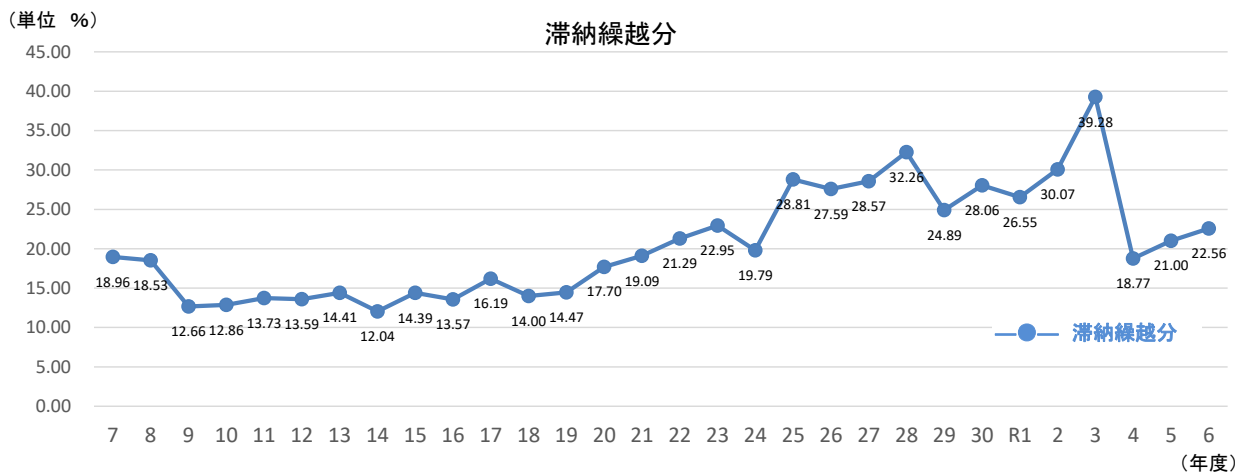
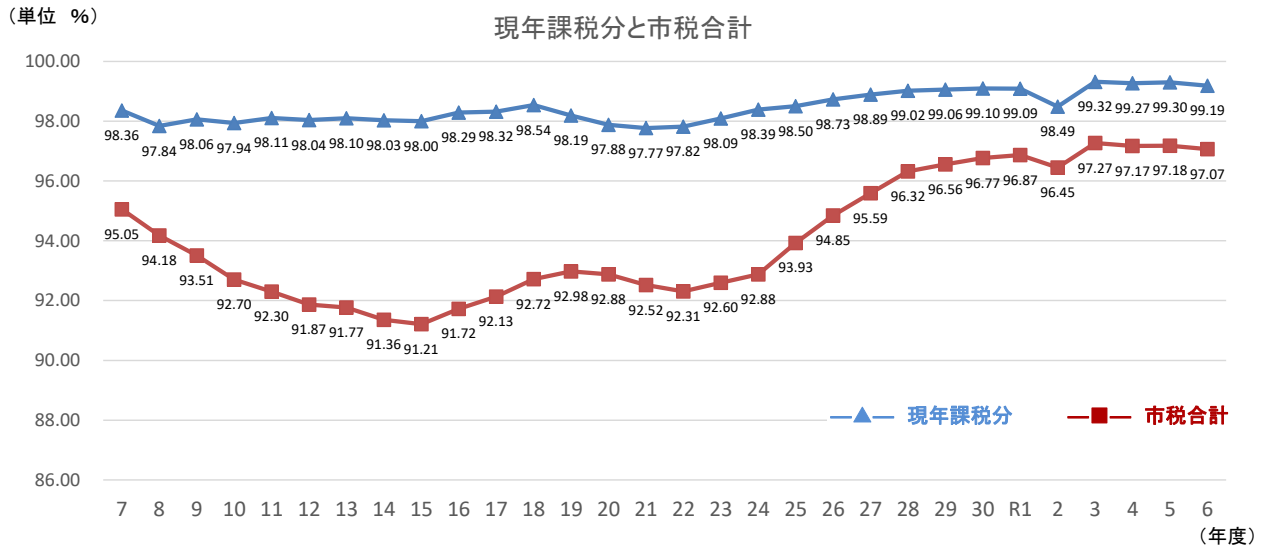
区 分	決 定 価 格				課 税 標 準 額					
	市街化区域 (千円)	市街化 調整 区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)	市街化区域 (千円)	市街化 調整 区域 (千円)	その他 (千円)	計 (千円)		
土 地	住 宅	小規模住宅用地	628,758,336	0	0	628,758,336	209,574,213	0	0	209,574,213
		一般住宅用地	119,571,909	0	0	119,571,909	79,708,757	0	0	79,708,757
	非 住 宅 用 地	小 計	255,413,451	0	0	255,413,451	171,248,227	0	0	171,248,227
		小 計	1,003,743,696	0	0	1,003,743,696	460,531,197	0	0	460,531,197
地	農 地	22,238,047	0	0	22,238,047	14,443,950	0	0	14,443,950	
	そ の 他	102,661,326	0	0	102,661,326	70,133,441	0	0	70,133,441	
	計	1,128,643,069	0	0	1,128,643,069	545,108,588	0	0	545,108,588	
家 屋	木 造 家 屋	160,271,204	0	0	160,271,204	160,252,722	0	0	160,252,722	
	木造以外の家屋	257,455,622	0	0	257,455,622	257,018,410	0	0	257,018,410	
	計	417,726,826	0	0	417,726,826	417,271,132	0	0	417,271,132	
合 計	1,546,369,895	0	0	1,546,369,895	962,379,720	0	0	962,379,720		

7 特別土地保有税

※税制改正により平成15年度以降の新たな課税は停止されている。

第3章 徵 収

1 市税収納率の推移



※R3の滞納繰越分は、新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対する徴収猶予の特例分を含む。

(単位: %)

年度	H7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
現年課税分	98.36	97.84	98.06	97.94	98.11	98.04	98.10	98.03	98.00	98.29	98.32	98.54	98.19	98.19	97.77
滞納繰越分	18.96	18.53	12.66	12.86	13.73	13.59	14.41	12.04	14.39	13.57	16.19	14.00	14.47	14.47	19.09
市税合計	95.05	94.18	93.51	92.70	92.30	91.87	91.77	91.36	91.21	91.72	92.13	92.72	92.98	92.98	92.52

(単位: %)

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
現年課税分	97.82	98.09	98.39	98.50	98.73	98.89	99.02	99.06	99.10	99.09	98.49	99.32	99.27	99.30	99.19
滞納繰越分	21.29	22.95	19.79	28.81	27.59	28.57	32.26	24.89	28.06	26.55	30.07	39.28	18.77	21.00	22.56
市税合計	92.31	92.60	92.88	93.93	94.85	95.59	96.32	96.56	96.77	96.87	96.45	97.27	97.17	97.18	97.07

2 年度別市税滞納処分(差押え・公売)状況

		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	
差 押 え	債権	631	117,883,243	438	106,939,375	616	119,668,809	759	175,597,480	
	動産	0	0	1	173,700	0	0	0	0	
	不動産	153	74,553,480	139	60,610,664	147	64,057,939	83	56,204,215	
	計	784	192,436,723	578	167,723,739	763	183,726,748	842	231,801,695	
公 売	不動産	公売公告	10		5		4		4	
		公売実施	10		5		4		3	
		落札	5	60,331,500	2	21,604,000	4	116,153,847	2	41,600,000
	動産	公売公告	0		0		0		0	
		公売実施	0		0		0		0	
		落札	0	0	0	0	0	0	0	0

※公売の落札欄の金額は、売却額を記載

3 年度別督促状発付状況

税目	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
個人市民税	20,502	630,952,820	21,471	721,322,085	22,114	738,043,978	21,998	791,155,617
法人市民税	342	26,488,620	320	26,470,200	376	23,181,120	368	36,359,200
固定資産税・都市計画税	21,221	629,387,139	21,508	632,994,050	21,539	632,627,252	22,324	655,900,466
軽自動車税(種別割)	6,029	39,300,600	6,129	41,240,400	5,818	38,942,200	5,934	40,386,586
計	48,094	1,326,129,179	49,428	1,422,026,735	49,847	1,432,794,550	50,624	1,523,801,869

4 市税の滞納に対する特別措置に関する条例

- (1) 公布 平成12年3月31日
- (2) 施行 平成12年7月1日

5 市税滞納審査会

- (1) 設置 平成12年7月1日
- (2) 構成 委員 6名(会長 1、副会長 1、委員 4)
 - ┌ 市民代表 1名
 - └ 学識経験者 5名
- (3) 任期 2年
- (4) 開催実績 26回

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
回数	3	1	3	3	2	2	1	1	1	1
年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30~	
回数	1	1	1	1	1	1	1	1	0	

※平成30年6月30日の任期満了後、7月1日以降は新たに委員会委員を委嘱せず、諮問の必要が生じた場合に委嘱の上、審査会を開催することとした。

6 市税の納付方法別の件数及び割合

(令和7年5月31日現在)

税 目	納 付 方 法	納 付 件 数	割 合	計
個人市民税 (普通徴収)	金融機関・住民窓口等	11,226 件	11.57 %	96,990 件
	コンビニエンスストア	37,822 件	39.00 %	
	スマートフォン決済	1,699 件	1.75 %	
	共通納税	20,296 件	20.93 %	
	口座振替	25,947 件	26.75 %	
固定資産税・ 都市計画税	金融機関・住民窓口等	19,114 件	6.42 %	297,542 件
	コンビニエンスストア	68,235 件	22.93 %	
	スマートフォン決済	2,465 件	0.83 %	
	共通納税	54,707 件	18.39 %	
	口座振替	153,021 件	51.43 %	
軽自動車税 (種別割)	金融機関・住民窓口等	4,432 件	7.31 %	60,665 件
	コンビニエンスストア	31,781 件	52.39 %	
	スマートフォン決済	705 件	1.16 %	
	共通納税	16,252 件	26.79 %	
	口座振替	7,495 件	12.35 %	
合計	金融機関・住民窓口等	34,772 件	7.64 %	455,197 件
	コンビニエンスストア	137,838 件	30.28 %	
	スマートフォン決済	4,869 件	1.07 %	
	共通納税	91,255 件	20.05 %	
	口座振替	186,463 件	40.96 %	

7 市税の納期内納付率(前年度比較)

税 目	期別	令和5年度	令和6年度	前年度比
個人市民税 (普通徴収)	第1期	82.73 %	82.57 %	▲ 0.16 %
	第2期	81.76 %	80.13 %	▲ 1.63 %
	第3期	80.88 %	79.42 %	▲ 1.46 %
	第4期	80.82 %	79.71 %	▲ 1.11 %
	合計	81.52 %	80.31 %	▲ 1.21 %
固定資産税・ 都市計画税	第1期	93.79 %	94.07 %	0.28 %
	第2期	93.17 %	93.46 %	0.29 %
	第3期	93.82 %	92.97 %	▲ 0.85 %
	第4期	94.46 %	94.39 %	▲ 0.07 %
	合計	93.81 %	93.73 %	▲ 0.08 %
軽自動車税 (種別割)	全期	83.39 %	83.23 %	▲ 0.16 %

※納期内納付率は、各納期の納期限日における収納率(収入額/調定額×100)を示す。

8 年度別市税延滞金徴収状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額(円)	81,381,466	78,518,893	44,851,877	37,837,202	40,796,117
前年度比 (円)	682,578	△ 2,862,573	△ 33,667,016	△ 7,014,675	2,958,915
前年度比 (%)	0.8	△ 3.5	△ 42.9	△ 15.6	7.8

9 市税不納欠損額の推移(欠損事由別)

(単位:円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法第15条の7第5項 即時消滅によるもの	2,806,368	3,713,738	4,309,160	7,405,770
法第15条の7第4項 執行停止後3年経過のもの	7,107,110	26,520,830	5,179,018	7,173,296
法第18条第1項 執行停止処分がされていたもの	9,914,851	8,874,678	8,295,166	9,384,034
法第18条第1項 消滅時効によるもの	8,388,899	9,807,532	14,657,267	9,777,333
合計	28,217,228	48,916,778	32,440,611	33,740,433

10 納税貯蓄組合の組織状況

年度	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
地域別組合	28	1,613	27	1,563	26	1,489	26	1,489	26	1,489
勤務先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業種	1	18	1	18	1	18	1	18	1	18
窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	29	1,631	28	1,581	27	1,507	27	1,507	27	1,507

小田原市納税貯蓄組合連合会・平成22年5月26日解散

第4章 その他の資料

1 市税調定額比較表

	人口数(人)	世帯数(世帯)
令和5年1月1日現在	187,166	83,788
令和6年1月1日現在	186,326	84,725

区分 税目	令和5年度			令和6年度			比較増減	
	調定額	1世帯 当たり	人口 1人当たり	調定額	1世帯 当たり	人口 1人当たり	1世帯 当たり	人口 1人当たり
	千円	円	円	千円	円	円	円	円
市 税	33,621,888	401,273	179,637	33,452,195	394,833	179,536	△6,440	△101
現年課税分	32,712,034	390,414	174,776	32,528,271	383,928	174,576	△6,486	△200
市民税	13,623,978	162,601	72,791	13,564,525	160,101	72,800	△2,500	9
固定資産税	15,290,384	182,489	81,694	15,176,890	179,131	81,453	△3,358	△241
軽自動車税	448,602	5,354	2,397	465,886	5,499	2,500	145	103
市たばこ税	1,422,962	16,983	7,603	1,410,344	16,646	7,569	△337	△34
入湯税	31,520	376	168	32,279	381	173	5	5
都市計画税	1,894,588	22,612	10,123	1,878,347	22,170	10,081	△442	△42
滞納繰越分	909,854	10,859	4,861	923,924	10,905	4,959	46	98

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

2 市税収入額比較表

区分 税目	令和5年度			令和6年度			比較増減	
	決算額	1世帯 当たり	人口 1人当たり	決算額	1世帯 当たり	人口 1人当たり	1世帯 当たり	人口 1人当たり
	千円	円	円	千円	円	円	円	円
市 税	32,672,619	389,944	174,565	32,471,850	383,262	174,274	△6,682	△291
現年課税分	32,481,567	387,664	173,544	32,263,385	380,801	173,155	△6,863	△389
市民税	13,500,260	161,124	72,130	13,414,938	158,335	71,997	△2,789	△133
固定資産税	15,200,204	179,406	81,212	15,079,273	177,979	80,930	△1,427	△282
軽自動車税	443,225	5,290	2,368	460,305	5,433	2,470	143	102
市たばこ税	1,422,962	16,983	7,603	1,410,344	16,646	7,569	△337	△34
入湯税	31,520	376	168	32,279	381	173	5	5
都市計画税	1,883,396	22,478	10,063	1,866,246	22,027	10,016	△451	△47
滞納繰越分	191,052	2,280	1,021	208,465	2,460	1,119	180	98

※端数処理のため、各欄の合計は一致しない場合がある。

3 税証明手数料等

区分 年度	証明手数料		閲覧手数料		臨時運行許可申請手数料		試乗標識交付手数料		合計	
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
平成27年度	39,942	13,564,200	3,361	677,800	1,012	759,000	45	22,500	44,360	15,023,500
平成28年度	40,105	13,476,000	3,200	650,000	1,008	756,000	54	27,000	44,367	14,909,000
平成29年度	39,496	13,434,200	3,199	960,600	1,001	750,750	48	24,000	43,744	15,169,550
平成30年度	36,797	12,536,000	3,069	920,700	1,079	809,250	49	24,500	40,994	14,290,450
令和元年度	31,231	10,803,800	2,868	860,400	1,106	829,500	42	21,000	35,247	12,514,700
令和2年度	29,366	10,307,200	2,991	897,300	1,148	861,000	55	27,500	33,560	12,093,000
令和3年度	28,669	10,118,500	3,102	930,600	1,203	902,250	50	25,000	33,024	11,976,350
令和4年度	32,901	11,457,400	3,158	947,400	991	743,250	48	24,000	37,098	13,172,050
令和5年度	28,764	10,189,200	3,157	947,100	913	684,750	44	22,000	32,878	11,843,050
令和6年度	27,803	9,837,000	3,024	907,200	946	709,500	43	21,500	31,816	11,475,200

備考： 証明手数料(土地・家屋等) 1件 300円 (2筆・棟まで300円、3筆・棟以上は1筆増すごとに100円を追加)
 証明手数料(住宅用家屋証明) 1件 1,300円
 閲覧手数料 1件 300円
 臨時運行許可申請手数料 1件 750円
 試乗標識交付手数料 1件 500円
 督促手数料 昭和38年10月廃止

4 納税義務者等に関する調

区分 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
個人均等割	96,896	97,385	97,964	98,908	100,734 人
個人所得割	91,917	92,485	92,889	88,168	95,760 人
特別徴収個人 (給与特徴)	63,274	63,405	63,964	64,656	65,368 人
特別徴収義務者 (給与特徴)	12,849	13,072	13,298	13,656	13,809 人
特別徴収個人 (年金特徴)	17,936	18,136	18,176	19,153	19,725 人
特別徴収義務者 (年金特徴)	9	9	8	8	8 人
法人均等割	5,445	5,494	5,565	5,706	5,772 社
法人税割	5,393	5,441	5,511	5,659	5,723 社
固定資産税	74,327	74,630	74,756	74,701	75,098 人
土地	51,301	51,692	52,035	52,369	52,774 人
家屋	57,639	58,129	58,533	58,750	59,338 人
償却資産	2,026	2,316	2,379	2,328	2,398 人
軽自動車 (種別割)	58,925	59,435	60,230	60,693	61,135 台

5 固定資産評価審査委員会への審査申出状況

※ 評価替え年度

	審査申出件数	審査決定状況	審査会開催回数
平成30年度※	0件	-	2回
令和元年度	家屋 1件、土地 2件	棄却2件、一部認容1件	5回
令和2年度	0件	-	3回
令和3年度※	0件	-	2回
令和4年度	0件	-	0回
令和5年度	1件	棄却1件	1回
令和6年度※	0件	-	1回

6 市税の賦課・徴収に要する経費調

(単位：千円)

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度(見込)	
税 収 入 額	(1) 市 税	32,672,620	32,471,850	33,189,000	
	(2) 個 人 県 民 税	7,877,981	7,564,374	8,126,360	
	(3) 合 計	40,550,601	40,036,224	41,315,360	
徴 税	人 件 費	(4) 基 本 給	259,792	254,227	255,000
		(5) 諸 手 当	200,404	199,569	201,700
		(イ) 超 過 勤 務 手 当	31,121	30,548	30,700
		(ロ) 税 務 特 別 手 当	777	918	1,000
		(ハ) そ の 他 の 手 当	168,506	168,103	170,000
		(6) 報 酬	25,611	33,220	41,786
		(7) そ の 他	88,885	87,942	88,298
		(8) 小 計	574,692	574,958	586,784
物 件 費	(9) 旅 費	1,107	1,097	1,905	
	(10) そ の 他	75,100	90,350	140,038	
	(11) 小 計	76,207	91,447	141,943	
費	奨励金及びこれに類する経費	(12) 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
		(13) そ の 他	27	27	42
		(14) 小 計	27	27	42
		(15) そ の 他	36,067	40,614	57,220
(16) 合 計	686,993	707,046	785,989		
県民税徴収取扱費(取扱委託金)	(17) 納税義務者数を基準にした金額	314,047	320,368	315,724	
	(18) 報奨金の額に相当する金額	0	0	0	
	(19) 合 計	314,047	320,368	315,724	
税収入(見込)額に対する徴税費の割合	(20) (16) - (19) (徴税費)-(県民税徴収取扱費)	372,946	386,678	470,265	
	(21) (16) / (3) (徴税費)/(税収入額)	2%	2%	2%	
	(22) (20) / (1) (徴税費)-(県民税徴収取扱費)/(市税収入)	1%	1%	1%	
徴 税 職 員 数	徴 税 職 員	69	68	68	
	会計年度任用職員等	15	17	17	
	合 計	84	85	85	

(「令和7年度市町村税課税状況等の調べ」第39表より)

7 令和6年家屋建築状況調

(令和7年1月1日)

区分	木造		非木造		合計	
	新築	増築その他	新築	増築その他	新築	増築その他
棟数	642	9	107	0	749	9
床面積(m ²)	76,633	277	99,356	0	175,989	277

8 令和6年登記済通知書に関する調

土地			家屋		
区分	筆数		区分	棟数	
表示登記	分筆	1,244	表示登記	新築	1,263
	合筆	313		増築	0
	地目変更	398		減失	400
	その他	353		その他	89
	計	2,308		計	1,752
所有権移転登記		9,504	所有権移転登記		4,297
名義人表示登記		1,877	名義人表示登記		575
合計		13,689	合計		6,624

9 電算処理業務の現況

税目	業務処理内容	備考
軽自動車税	(昭和45年度実施) 納税通知書	(昭和55年度実施) 収納消込処理 日・月計表、納入者一覧表、過誤納一覧表 収入状況一覧表(COM) 更正データチェックリスト 還付通知書、過誤納金還付整理表 督促状・催告書、未納者一覧表 滞納整理票(現年度分)(滞納繰越分) ※オンライン実施
固定資産税	(昭和41年度実施) 土地・家屋課税標準 (昭和42年度実施) 土地・家屋課税状況調査、納税通知書、 名寄調定表、土地概要調書、土地統計 調査資料、評価調書照合表	市県民税(昭和61年度)、固定資産税(昭和62年度) 口座(昭和62年度)、納蓄(昭和63年度) 軽自動車税(平成元年度)、収納(平成2年度) ※市税滞納整理管理システム(平成13年11月導入) ※確定申告等の国税連携システム(平成23年1月導入) ※コンビニエンスストア収納開始(平成23年4月～)
	(昭和42年度実施) 納税通知書 (昭和45年度実施) 宛名	市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税(種別割) ※基幹業務システム再構築 CP → ADWORLD(平成26年度移行)
市県民税	(昭和41年度実施) 納税通知書、課税台帳、変更決議書、 調定表、課税状況調査、銀行別合計表、 修更正、随時課税	※口座振替データ伝送開始(平成26年11月～) ※コンビニエンスストア及び一部郵便局で 証明書発行開始(平成31年1月15日～) 市県民税((非)課税証明書) ※地方税共通納税システム稼働(令和元年10月～) ※基幹業務システム更新(令和2年9月～) ADWORLD → ADWORLD
	(昭和41年度実施) 課税台帳、指定通知書・税額通知書、 調定表、変更決議書、課税状況調査、 普通徴収繰入(年度当初)、修更正、 随時課税	※コンビニ用バーコードを利用したスマートフォン決済 アプリによる収納開始(令和3年5月～) ※登記済通知書のデータ受取り(令和3年10月～) ※地方税共通納税システムを利用したQRコード決済 による収納開始(令和5年4月～) 市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税(種別割)
法人市民税	(昭和57年度実施) 課税台帳、申告書、更正決定通知書、 交付税資料、調定表	市県民税(特別徴収)及び法人市民税の督促等に対象拡大 (令和7年11月～) ※基幹業務システム標準化(令和7年11月～) ADWORLD → ADWORLD

区分	市 民				税																																																
	個 人				法 人																																																
納税義務者	1. 1月1日現在、市内に住所を有する個人で、次に掲げる者 (ア) 前年中に所得がある者 (イ) 毎年1月1日以降に退職所得がある者(現年分離課税) 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しない者				1. 市内に事務所又は事業所を有する法人 2. 市内に寮等を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しない法人及び事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団、財団																																																
課税標準	前年中の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額又は分離課税に係る譲渡所得金額 ただし、納税義務者欄の1の(イ)の者については、退職所得金額 1. 均等割 市民税 3,500円(※2上乗せ500円) 県民税 1,800円(※1上乗せ300円 ※2上乗せ500円) 2. 所得割 市民税 6% 県民税 4.025%(※1上乗せ 0.025%) ※1=神奈川県は水源環境を保全・再生するための超過課税(上乗せ)を実施 (第1期)平成19年度分から平成23年度分まで (第2期)平成24年度分から平成28年度分まで (第3期)平成29年度分から令和3年度分まで (第4期)令和4年度分から令和8年度分まで ※2=東日本大震災に伴う復旧・復興事業のうち、全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災について、その財源を確保するために地方税の臨時特例法が制定された。 これに伴い超過課税(上乗せ)を実施。 (実施期間)平成26年度分から令和5年度分まで				1. 均等割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> H6.4.1以降に終了する事業年度から適用 2. 法人税割 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等</td> <td>9.7%</td> </tr> </tbody> </table> H26.10.1以降開始する事業年度から適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> R元.10.1以降開始する事業年度から適用		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000円	50人以下	410,000円	10億円超	50人超	1,750,000円	50人以下	410,000円	1億円超	50人超	400,000円	50人以下	160,000円	1千万円超	50人超	150,000円	50人以下	130,000円	1億円以下	50人超	120,000円	50人以下	50,000円	上記以外の法人等		50,000円	区 分	税 率	資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	12.1%	資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%	資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	9.7%	区 分	税 率	資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	8.4%	資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	7.2%	資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	6.0%
資本等の金額	従業者数	標準税率																																																			
50億円超	50人超	3,000,000円																																																			
	50人以下	410,000円																																																			
10億円超	50人超	1,750,000円																																																			
	50人以下	410,000円																																																			
1億円超	50人超	400,000円																																																			
	50人以下	160,000円																																																			
1千万円超	50人超	150,000円																																																			
	50人以下	130,000円																																																			
1億円以下	50人超	120,000円																																																			
	50人以下	50,000円																																																			
上記以外の法人等		50,000円																																																			
区 分	税 率																																																				
資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	12.1%																																																				
資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	10.9%																																																				
資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	9.7%																																																				
区 分	税 率																																																				
資本等の金額が10億円以上の法人及び相互会社	8.4%																																																				
資本等の金額が5億円以上10億円未満の法人	7.2%																																																				
資本等の金額が5億円未満の法人及び資本金出資金を有しない法人等	6.0%																																																				
期 別	(普通徴収)				(給与徴収)	(年金特徴)	毎 月																																														
	1期	2期	3期	4期	6月～翌年5月(毎月)	4,6,8,10,12,翌年2月(2か月ごと)																																															
納 期 (市税条例)	6月1日 } 6月30日	8月1日 } 8月31日	10月1日 } 10月31日	1月1日 } 1月31日	翌月10日まで	対象月の翌月10日まで	決算期後の2か月以内																																														

10 市税の税率表(その2)

区分	固定資産税 (土地・家屋・償却資産)		都市計画税 (土地・家屋)		軽自動車税(種別割)
納税義務者	1月1日現在、市内に所在する固定資産を所有する者				4月1日現在における軽自動車等の所有者(使用者)
課税標準	1月1日現在における当該固定資産の価格		1月1日現在における当該固定資産の価格		(1)原動機付自転車 ア 総排気量が ≥ 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が ≥ 0.6 キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が ≥ 0.05 リットルを超え、 ≤ 0.09 リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が ≥ 0.6 キロワットを超え、 ≤ 0.8 キロワット以下のもの 年額2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が ≥ 0.125 リットル以下かつ最高出力が ≤ 4.0 キロワット以下のもの 年額2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が ≥ 0.09 リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く)又は定格出力が ≥ 0.8 キロワットを超えるもの 年額2,400円 オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が ≥ 0.5 メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が ≥ 0.5 メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が ≥ 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が ≥ 0.25 キロワットを超えるもの 年額3,700円 (2)軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 2輪のもの(側車付のもの含む。) 年額3,600円 3輪のもの 年額3,900円(3,100円) 4輪以上のもの 乗用のもの(営業用) 年額6,900円(5,500円) 乗用のもの(自家用) 年額10,800円(7,200円) 貨物用のもの(営業用) 年額3,800円(3,000円) 貨物用のもの(自家用) 年額5,000円(4,000円) イ 小型特殊自動車 農耕作業用のもの 年額2,400円 その他のもの 年額5,900円 (3)2輪の小型自動車 年額6,000円 ※軽自動車のうち3輪及び4輪以上のものについて、平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両は()外の税率を適用し、平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両は()内の税率を適用する。 ※グリーン化特例(軽課及び重課)については、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについて軽減税率を適用する。
税率等	1.4/100		0.2/100		
	免税点 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満				
期別	1期	2期	3期	4期	全期
納期 (市税条例)	4月1日 ～ 4月30日	7月1日 ～ 7月31日	11月1日 ～ 11月30日	2月1日 ～ 同月末日	5月11日 ～ 5月31日

10 市税の税率表(その3)

区分	市たばこ税	特別土地保有税		入湯税
納税義務者	製造たばこの製造者及び 卸売販売業者等	取得後10年間を 経過しない土地 を1月1日に保有 する者	1月1日又は7月 1日前1年以内に 土地を取得した者	鉱泉浴場における入湯客
課税標準	売渡本数 従量税率 ●製造たばこ 売渡本数 × 6,552円/1,000本	土地の取得価格 又は修正取得価格 のいずれか低い金額 1.4/100 免税点 5,000㎡未満	土地の取得価格 3/100 免税点 5,000㎡未満	鉱泉浴場への入湯行為 1日1人につき 宿泊 150円 日帰り 100円
税率等		平成15年度以降 課税停止 (新たな課税は行わない)		
期別	毎月	全期	全期	毎月
納期 (市税条例)	翌月末日	5月31日	2月末日 又は 8月末日	翌月末日

11 市税税率の推移（その1）

区 分		年 度																																			
		H15	H16																																		
市 民 税	個 均 等 割	2,500円（県民税 1,000円）																																			
	人 所 得 割	標 準 税 率																																			
	法 人 均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率																																	
		50億円超	50人超	3,000,000																																	
			50人以下	410,000																																	
		10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																	
			50人以下	410,000																																	
		1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																	
			50人以下	160,000																																	
		1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																	
50人以下	130,000																																				
1千万円以下	50人超	120,000																																			
	50人以下	50,000																																			
上記以外の法人等		50,000																																			
※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用																																					
法 人 税 割	資本等の金額	10億円以上	14.7%																																		
		5億円以上10億円未満	13.5%																																		
		5億円未満	12.3%																																		
固 定 資 産 税		1.4%（免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円）																																			
軽自動車税		<table border="0"> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td></td> <td>軽自動車</td> <td></td> <td>小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下</td> <td>1,200円</td> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> <td>特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下</td> <td>1,600円</td> <td>4輪 乗用 営業用</td> <td>5,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>4輪 貨物 営業用</td> <td>3,000円</td> <td>2輪の小型自動車</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4輪 乗用 自家用</td> <td>7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4輪 貨物 自家用</td> <td>4,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	原動機付自転車		軽自動車		小型特殊自動車	50cc以下	1,000円	2輪	2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下	1,200円	3輪	3,100円	特殊用 4,700円	125cc以下	1,600円	4輪 乗用 営業用	5,500円		ミニカー	2,500円	4輪 貨物 営業用	3,000円	2輪の小型自動車			4輪 乗用 自家用	7,200円				4輪 貨物 自家用	4,000円	4,000円
原動機付自転車		軽自動車		小型特殊自動車																																	
50cc以下	1,000円	2輪	2,400円	農耕用 1,600円																																	
90cc以下	1,200円	3輪	3,100円	特殊用 4,700円																																	
125cc以下	1,600円	4輪 乗用 営業用	5,500円																																		
ミニカー	2,500円	4輪 貨物 営業用	3,000円	2輪の小型自動車																																	
		4輪 乗用 自家用	7,200円																																		
		4輪 貨物 自家用	4,000円	4,000円																																	
市たばこ税		平成15年7月1日から 売渡本数 × 2,997円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ） 1,412円/1,000本（旧3級品の紙巻たばこ）																																			
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止																																			
入湯税		-																																			
都市計画税		0.2%																																			

H17	H18	H19	H20	H21
		市民税3,000円・県民税1,300円		
		市民税6%・県民税4%(上乗せ0.025%)		
		平成18年7月1日から 売渡本数 × 3,298円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 1,564円/1,000本(旧3級品の紙巻たばこ)		
*平成17年4月1日から		宿泊	150円	
		日帰り	100円	

11 市税税率の推移 (その2)

区 分		年 度		H22	H23	H24
市 民 税	個 人	均 等 割	市民税3,000円・県民税1,300円(上乘せ300円)			
		所 得 割	市民税6%・県民税4.025%(上乘せ0.025%)			
	法 人	均 等 割	資本等の金額	従業者数	標準税率	
			50億円超	50人超	3,000,000	
				50人以下	410,000	
			10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	
				50人以下	410,000	
			1億円超 10億円以下	50人超	400,000	
				50人以下	160,000	
			1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	
50人以下	130,000					
1千万円以下	50人超	120,000				
	50人以下	50,000				
上記以外の法人等				50,000		
		※ 平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用				
	法人税割	資本等の金額	10億円以上	14.7%		
			5億円以上 10億円未満	13.5%		
			5億円未満	12.3%		
固定資産税		1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)				
軽自動車税		原動機付自転車	軽自動車		小型特殊自動車	
		50cc以下 1,000円	2輪	2,400円	農耕用 1,600円	
		90cc以下 1,200円	3輪	3,100円	特殊用 4,700円	
		125cc以下 1,600円	4輪 乗用 営業用	5,500円		
		ミニカー 2,500円	自家用	7,200円	2輪の小型自動車	
			4輪 貨物 営業用	3,000円	4,000円	
			自家用	4,000円		
市たばこ税		平成22年10月1日から 売渡本数 × 4,618円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ) 2,190円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)				
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止				
入湯税		宿泊 150円 日帰り 100円				
都市計画税		0.2%				

H25	H26												
	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)												
	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)												
	<table border="0"> <tr> <td>資本等の金額</td> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5億円未満</td> <td>9.7%</td> <td>(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </table>	資本等の金額	10億円以上	12.1%			5億円以上10億円未満	10.9%			5億円未満	9.7%	(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)
資本等の金額	10億円以上	12.1%											
	5億円以上10億円未満	10.9%											
	5億円未満	9.7%	(平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)										
平成25年4月1日から	<table border="0"> <tr> <td>売渡本数 ×</td> <td>5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)</td> </tr> </table>	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)		2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)								
売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)												
	2,495円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)												

11 市税税率の推移 (その3)

年度		H27																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000	※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上 10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	税率	10億円以上	12.1%	5億円以上 10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																									
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	12.1%																																	
5億円以上 10億円未満	10.9%																																	
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																	
固定資産税	1.4%	(免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>2輪 2,400円</td> <td>農耕用 1,600円</td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>3輪 3,900円</td> <td>① 特殊用 4,700円</td> </tr> <tr> <td>125cc以下 1,600円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>② 3,100円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>2輪の小型自動車 4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 10,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>自家用 5,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両</p>	原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc以下 1,000円	2輪 2,400円	農耕用 1,600円	90cc以下 1,200円	3輪 3,900円	① 特殊用 4,700円	125cc以下 1,600円	4輪 乗用 営業用 6,900円	② 3,100円	ミニカー 2,500円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 4,000円		自家用 10,800円			4輪 貨物 営業用 3,800円			自家用 5,000円										
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc以下 1,000円	2輪 2,400円	農耕用 1,600円																																
90cc以下 1,200円	3輪 3,900円	① 特殊用 4,700円																																
125cc以下 1,600円	4輪 乗用 営業用 6,900円	② 3,100円																																
ミニカー 2,500円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 4,000円																																
	自家用 10,800円																																	
	4輪 貨物 営業用 3,800円																																	
	自家用 5,000円																																	
市たばこ税	平成25年4月1日から	<table border="1"> <thead> <tr> <th>売渡本数</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,262円/1,000本</td> <td>(旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)</td> </tr> <tr> <td>2,495円/1,000本</td> <td>(旧3級品の紙巻たばこ)</td> </tr> </tbody> </table>	売渡本数	税率	5,262円/1,000本	(旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)	2,495円/1,000本	(旧3級品の紙巻たばこ)																										
売渡本数	税率																																	
5,262円/1,000本	(旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)																																	
2,495円/1,000本	(旧3級品の紙巻たばこ)																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から	課税停止																																
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

原動機付自転車	軽自動車			小型特殊自動車	
50cc・0.6kW以下 2,000円	2	輪	3,600円		農耕用 2,400円
90cc・0.8kW以下 2,000円			①	②	③
125cc・1.0kW以下 2,400円	3	輪	3,900円	3,100円	4,600円
	4輪	乗用 営業用	6,900円	5,500円	8,200円
ミニカー 3,700円		自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	4輪	貨物 営業用	3,800円	3,000円	4,500円
		自家用	5,000円	4,000円	6,000円

3輪及び4輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

平成25年4月1日から	売渡本数 ×	5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)
平成28年4月1日から		2,925円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)

11 市税税率の推移 (その4)

年度		H29																																				
区分																																						
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																				
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																				
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000				
	資本等の金額	従業者数	標準税率																																			
50億円超	50人超	3,000,000																																				
	50人以下	410,000																																				
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																				
	50人以下	410,000																																				
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																				
	50人以下	160,000																																				
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																				
	50人以下	130,000																																				
1千万円以下	50人超	120,000																																				
	50人以下	50,000																																				
上記以外の法人等		50,000																																				
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>12.1%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>10.9%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)</td> </tr> </tbody> </table>		資本等の金額	税率	10億円以上	12.1%	5億円以上10億円未満	10.9%	5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																												
資本等の金額	税率																																					
10億円以上	12.1%																																					
5億円以上10億円未満	10.9%																																					
5億円未満	9.7% (平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用)																																					
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																					
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>3輪 3,900円^①</td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc・1.0kW以下 2,400円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>2輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 10,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 6,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円	125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円	ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 6,900円			4輪 貨物 営業用 3,800円			4輪 貨物 家用 5,000円			4輪 乗用 家用 10,800円			4輪 乗用 家用 7,200円			4輪 乗用 家用 12,900円			4輪 貨物 家用 4,500円			4輪 貨物 家用 6,000円	
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																				
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円																																				
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円																																				
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円																																				
ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 6,900円																																					
	4輪 貨物 営業用 3,800円																																					
	4輪 貨物 家用 5,000円																																					
	4輪 乗用 家用 10,800円																																					
	4輪 乗用 家用 7,200円																																					
	4輪 乗用 家用 12,900円																																					
	4輪 貨物 家用 4,500円																																					
	4輪 貨物 家用 6,000円																																					
市たばこ税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平成25年4月1日から平成29年4月1日まで</th> <th>平成29年4月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売渡本数 × 5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)</td> <td>3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年4月1日から平成29年4月1日まで	平成29年4月1日から	売渡本数 × 5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)	3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																
平成25年4月1日から平成29年4月1日まで	平成29年4月1日から																																					
売渡本数 × 5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)	3,355円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)																																					
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																					
入湯税	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>宿泊</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>日帰り</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		宿泊	150円	日帰り	100円																																
宿泊	150円																																					
日帰り	100円																																					
都市計画税	0.2%																																					

原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円 ① 3,100円 ② 4,600円 ③	特殊用 5,900円
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円 5,500円 8,200円	2輪の小型自動車 6,000円
ミニカー 3,700円	自家用 10,800円 7,200円 12,900円	
	4輪 貨物 営業用 3,800円 3,000円 4,500円	
	自家用 5,000円 4,000円 6,000円	

3輪及び4輪の車両のうち

- ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両
- ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両
- ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

平成30年4月1日から	売渡本数 × 5,262円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこ)
平成30年10月1日から	5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く製造たばこ)

11 市税税率の推移 (その5)

年度		H31/R元																																	
区分																																			
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																	
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																	
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000	
	資本等の金額	従業者数	標準税率																																
50億円超	50人超	3,000,000																																	
	50人以下	410,000																																	
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																	
	50人以下	410,000																																	
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																	
	50人以下	160,000																																	
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																	
	50人以下	130,000																																	
1千万円以下	50人超	120,000																																	
	50人以下	50,000																																	
上記以外の法人等		50,000																																	
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>		資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																									
資本等の金額	税率																																		
10億円以上	8.4%																																		
5億円以上10億円未満	7.2%																																		
5億円未満	6.0%																																		
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																		
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>3輪 3,900円</td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc・1.0kW以下 2,400円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>2輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 10,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 6,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日から軽自動車税(種別割)に名称変更。 ※同日に、自動車取得税(県税)に代わり環境性能割が導入され、軽自動車分の環境性能割は市税となったが、当分の間は、県が賦課徴収を行う。</p> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円	特殊用 5,900円	125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円	ミニカー 3,700円	4輪 貨物 営業用 3,800円			4輪 貨物 家用 5,000円			4輪 乗用 家用 10,800円			4輪 乗用 家用 7,200円			4輪 乗用 家用 12,900円			4輪 貨物 家用 4,500円			4輪 貨物 家用 6,000円	
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																	
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円																																	
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円	特殊用 5,900円																																	
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円																																	
ミニカー 3,700円	4輪 貨物 営業用 3,800円																																		
	4輪 貨物 家用 5,000円																																		
	4輪 乗用 家用 10,800円																																		
	4輪 乗用 家用 7,200円																																		
	4輪 乗用 家用 12,900円																																		
	4輪 貨物 家用 4,500円																																		
	4輪 貨物 家用 6,000円																																		
市たばこ税	平成30年10月1日から 売渡本数 × 5,692円/1,000本 (旧3級品の紙巻たばこを除く一般の紙巻たばこ) 旧3級品の紙巻たばこは、令和元年10月1日から特例税率が廃止され、一般の紙巻たばこと同じ税率になった。																																		
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																		
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																		
都市計画税	0.2%																																		

原動機付自転車	軽自動車			小型特殊自動車	
50cc・0.6kW以下 2,000円	2	輪	3,600円		農耕用 2,400円
90cc・0.8kW以下 2,000円			①	②	③
125cc・1.0kW以下 2,400円	3	輪	3,900円	3,100円	4,600円
					特殊用 5,900円
ミニカー 3,700円	4輪	乗用 営業用	6,900円	5,500円	8,200円
		自家用	10,800円	7,200円	12,900円
	4輪	貨物 営業用	3,800円	3,000円	4,500円
		自家用	5,000円	4,000円	6,000円

3輪及び4輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、
一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

令和2年10月1日から

売渡本数 × 6,122円 / 1,000本

11 市税税率の推移 (その6)

年度		R3																																													
区分																																															
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																													
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																													
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000													
	資本等の金額	従業者数	標準税率																																												
50億円超	50人超	3,000,000																																													
	50人以下	410,000																																													
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																													
	50人以下	410,000																																													
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																													
	50人以下	160,000																																													
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																													
	50人以下	130,000																																													
1千万円以下	50人超	120,000																																													
	50人以下	50,000																																													
上記以外の法人等		50,000																																													
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>		資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																																					
資本等の金額	税率																																														
10億円以上	8.4%																																														
5億円以上10億円未満	7.2%																																														
5億円未満	6.0%																																														
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																														
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>3輪 3,900円^①</td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc・1.0kW以下 2,400円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>2輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 4,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 10,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 7,200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 12,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 5,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 4,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 6,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日から軽自動車税(種別割)に名称変更。 ※同日に、自動車取得税(県税)に代わり環境性能割が導入され、軽自動車分の環境性能割は市税となったが、当分の間は、県が賦課徴収を行う。</p> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円	125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円	ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 6,900円			4輪 貨物 営業用 3,800円			4輪 貨物 営業用 3,000円			4輪 貨物 営業用 4,500円			4輪 貨物 営業用 5,000円			4輪 貨物 営業用 10,800円			4輪 貨物 営業用 7,200円			4輪 貨物 営業用 12,900円			4輪 貨物 営業用 5,000円			4輪 貨物 営業用 4,000円			4輪 貨物 営業用 6,000円	
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																													
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円																																													
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円 ^①	特殊用 5,900円																																													
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円																																													
ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 6,900円																																														
	4輪 貨物 営業用 3,800円																																														
	4輪 貨物 営業用 3,000円																																														
	4輪 貨物 営業用 4,500円																																														
	4輪 貨物 営業用 5,000円																																														
	4輪 貨物 営業用 10,800円																																														
	4輪 貨物 営業用 7,200円																																														
	4輪 貨物 営業用 12,900円																																														
	4輪 貨物 営業用 5,000円																																														
	4輪 貨物 営業用 4,000円																																														
	4輪 貨物 営業用 6,000円																																														
市たばこ税	令和3年10月1日から 売渡本数 × 6,552円/1,000本																																														
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																														
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																														
都市計画税	0.2%																																														

原動機付自転車	軽自動車			小型特殊自動車					
50cc・0.6kW以下	2,000円	2	輪	3,600円		農耕用	2,400円		
90cc・0.8kW以下	2,000円	3	輪	3,900円	① 3,100円	② 4,600円	③ 特殊用	5,900円	
125cc・1.0kW以下	2,400円	4輪	乗用	営業用	6,900円	5,500円	8,200円	2輪の小型自動車	6,000円
ミニカー	3,700円			自家用	10,800円	7,200円	12,900円		
		4輪	貨物	営業用	3,800円	3,000円	4,500円		
				自家用	5,000円	4,000円	6,000円		

3輪及び4輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、

一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

11 市税税率の推移 (その7)

年度		R5																																
区分																																		
市 民 税	個人均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																																
	個人所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																																
	法人均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>		資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>		資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																								
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	8.4%																																	
5億円以上10億円未満	7.2%																																	
5億円未満	6.0%																																	
固定資産税	1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																	
軽自動車税	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>3輪 3,900円</td> <td>① 3,100円 ② 4,600円 ③ 5,900円</td> </tr> <tr> <td>125cc・1.0kW以下 2,400円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>5,500円 8,200円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>4輪 乗用 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td>3,000円 4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 乗用 家用 10,800円</td> <td>7,200円 12,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪 貨物 家用 5,000円</td> <td>4,000円 6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2輪の小型自動車 6,000円</p> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、 一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円	90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円	① 3,100円 ② 4,600円 ③ 5,900円	125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	5,500円 8,200円	ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		4輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円		4輪 乗用 家用 10,800円	7,200円 12,900円		4輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円								
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円																																
90cc・0.8kW以下 2,000円	3輪 3,900円	① 3,100円 ② 4,600円 ③ 5,900円																																
125cc・1.0kW以下 2,400円	4輪 乗用 営業用 6,900円	5,500円 8,200円																																
ミニカー 3,700円	4輪 乗用 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	4輪 貨物 営業用 3,800円	3,000円 4,500円																																
	4輪 乗用 家用 10,800円	7,200円 12,900円																																
	4輪 貨物 家用 5,000円	4,000円 6,000円																																
市たばこ税	令和3年10月1日から 売渡本数 × 6,552円/1,000本																																	
特別土地保有税	平成15年4月1日から 課税停止																																	
入湯税	宿泊 150円 日帰り 100円																																	
都市計画税	0.2%																																	

R6

市民税3,000円・県民税1,300円 ※令和6年度から国税である森林環境税(1,000円)が均等割と併せて賦課徴収されます。

市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)

原動機付自転車	軽自動車			小型特殊自動車	
50cc・0.6kW以下	2,000円	2	輪 3,600円		農耕用 2,400円
特定小型 原動機付自転車	2,000円	3	輪 3,900円	① 3,100円	② ③ 4,600円
90cc・0.8kW以下	2,000円	4輪 乗用	営業用 6,900円	5,500円	8,200円
125cc・1.0kW以下	2,400円		自家用 10,800円	7,200円	12,900円
ミニカー	3,700円	4輪 貨物	営業用 3,800円	3,000円	4,500円
			自家用 5,000円	4,000円	6,000円

3輪及び4輪の車両のうち

①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両

②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両

③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両

※令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、

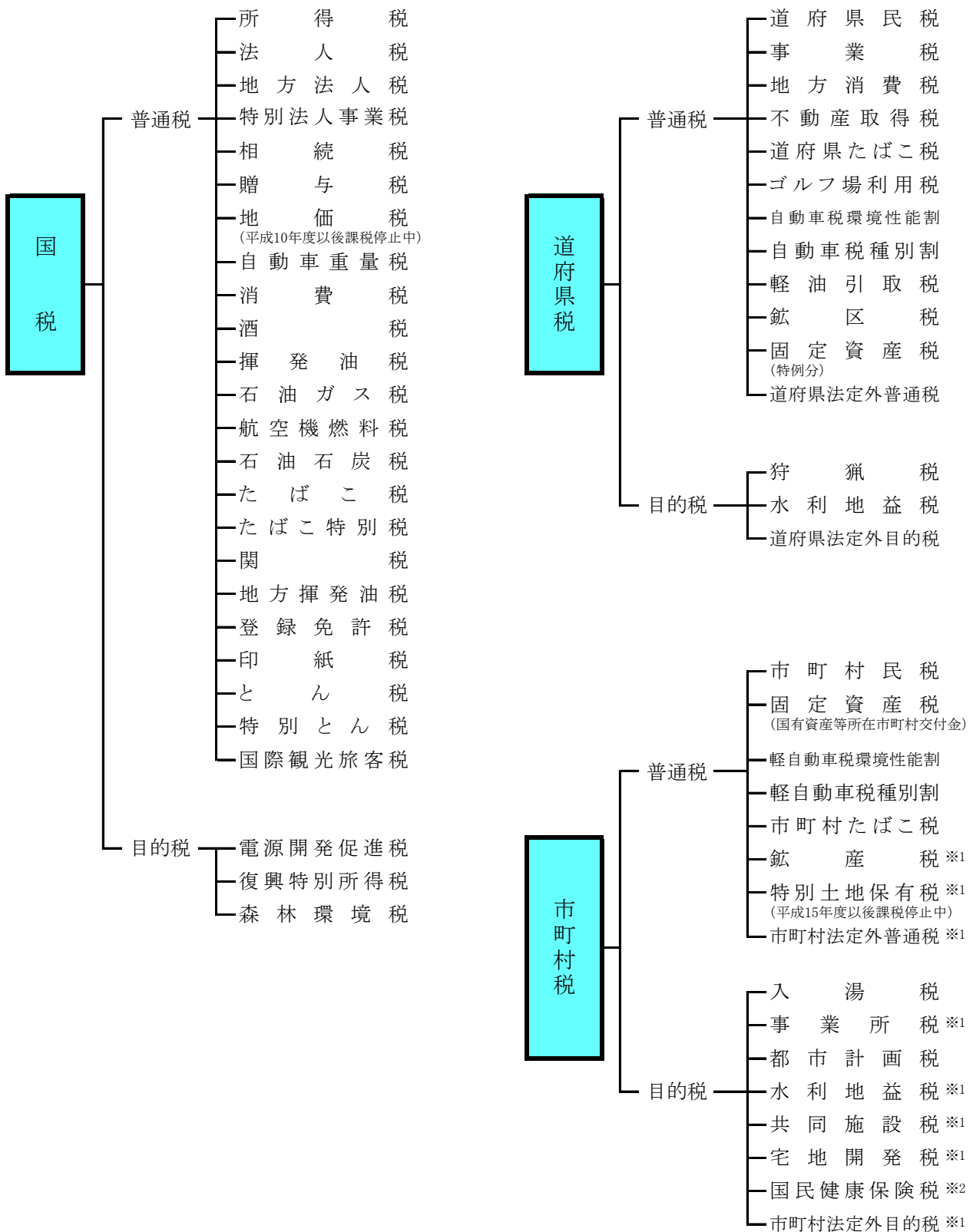
一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。

11 市税税率の推移（その8）

年度		R7																																
区分																																		
市	個人	均等割	市民税3,500円(上乗せ500円)・県民税1,800円(上乗せ800円)																															
	個人	所得割	市民税6%・県民税4.025%(上乗せ0.025%)																															
	法人	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>従業者数</th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>410,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人超</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人超</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>50人以下</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成6年4月1日以後終了する事業年度分から適用</p>	資本等の金額	従業者数	標準税率	50億円超	50人超	3,000,000	50人以下	410,000	10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000	50人以下	410,000	1億円超 10億円以下	50人超	400,000	50人以下	160,000	1千万円超 1億円以下	50人超	150,000	50人以下	130,000	1千万円以下	50人超	120,000	50人以下	50,000	上記以外の法人等		50,000
	資本等の金額	従業者数	標準税率																															
50億円超	50人超	3,000,000																																
	50人以下	410,000																																
10億円超 50億円以下	50人超	1,750,000																																
	50人以下	410,000																																
1億円超 10億円以下	50人超	400,000																																
	50人以下	160,000																																
1千万円超 1億円以下	50人超	150,000																																
	50人以下	130,000																																
1千万円以下	50人超	120,000																																
	50人以下	50,000																																
上記以外の法人等		50,000																																
法人	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10億円以上</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>5億円以上10億円未満</td> <td>7.2%</td> </tr> <tr> <td>5億円未満</td> <td>6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和元年10月1日以後開始する事業年度から適用)</p>	資本等の金額	税率	10億円以上	8.4%	5億円以上10億円未満	7.2%	5億円未満	6.0%																								
資本等の金額	税率																																	
10億円以上	8.4%																																	
5億円以上10億円未満	7.2%																																	
5億円未満	6.0%																																	
固定資産税		1.4% (免税点:土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円)																																
軽自動車税		<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>小型特殊自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc・0.6kW以下 2,000円</td> <td>2輪 3,600円</td> <td>農耕用 2,400円</td> </tr> <tr> <td>特定小型原動機付自転車 2,000円</td> <td>3輪 3,900円</td> <td>特殊用 5,900円</td> </tr> <tr> <td>*新基準原付 2,000円</td> <td>4輪 乗用 営業用 6,900円</td> <td>2輪の小型自動車 6,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc・0.8kW以下 2,000円</td> <td>自家用 10,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125cc・1.2kW以下 2,400円</td> <td>4輪 貨物 営業用 3,800円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ミニカー 3,700円</td> <td>自家用 5,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日から軽自動車税(種別割)に名称変更。 ※同日に、自動車取得税(県税)に代わり環境性能割が導入され、軽自動車分の環境性能割は市税となったが、当分の間は、県が賦課徴収を行う。</p> <p>3輪及び4輪の車両のうち ①平成27年4月1日以降に初回車両番号指定を受けた車両 ②平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両 ③初回車両番号指定を受けてから13年が経過した車両 ※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた車両のうち、一定の排ガス基準及び燃費基準を満たすものについては、軽減税率を適用する。</p> <p>*新基準原付:原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が50cc超125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のもの</p>		原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車	50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円	特定小型原動機付自転車 2,000円	3輪 3,900円	特殊用 5,900円	*新基準原付 2,000円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円	90cc・0.8kW以下 2,000円	自家用 10,800円		125cc・1.2kW以下 2,400円	4輪 貨物 営業用 3,800円		ミニカー 3,700円	自家用 5,000円											
原動機付自転車	軽自動車	小型特殊自動車																																
50cc・0.6kW以下 2,000円	2輪 3,600円	農耕用 2,400円																																
特定小型原動機付自転車 2,000円	3輪 3,900円	特殊用 5,900円																																
*新基準原付 2,000円	4輪 乗用 営業用 6,900円	2輪の小型自動車 6,000円																																
90cc・0.8kW以下 2,000円	自家用 10,800円																																	
125cc・1.2kW以下 2,400円	4輪 貨物 営業用 3,800円																																	
ミニカー 3,700円	自家用 5,000円																																	
市たばこ税		令和3年10月1日から 売渡本数 × 6,552円/1,000本																																
特別土地保有税		平成15年4月1日から 課税停止																																
入湯税		宿泊 150円 日帰り 100円																																
都市計画税		0.2%																																

12 税制一覽

(令和7年4月1日現在)



* 地方譲与税及び地方交付税を除く

※1 小田原市で課税のないもの

※2 小田原市は、料方式を採用

令和7年度 市税概要

編集・発行 令和8年3月

小田原市総務部市税総務課・市民税課・資産税課

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話 0465(33)1341

FAX 0465(33)1349